

令和5年

# 上砂川町議会会議録

第1回 臨時会  
第1回 定例会  
予算特別委員会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 令和5年第1回臨時会

(1月20日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
新年の挨拶	4
議案第 1 号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について (原案可決)	6
議案第 2 号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算 (第7号) (原案可決)	11
閉会の宣告	13

### 令和5年第1回定例会

第 1 号 (3月8日)

議事日程	15
会議録署名議員	16
開会の宣告	17
開議の宣告	17
会議録署名議員指名について	17
会期決定について	17
諸般の報告	17
小澤一文の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	17
笹木笑子の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	18
笹木笑子の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	18
副議長の第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	18
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	19
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	19
例月出納検査結果報告 (12・1・2月分)	19
常任委員会委員の選任について	20

選挙第 1 号	砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について	2 0
選挙第 2 号	砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について	2 1
	町長行政報告	2 1
	教育長教育行政報告	2 3
発議第 1 号	上砂川町議会の個人情報の保護に関する条例制定について（原案可決）	2 3
議案第 3 号	上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	2 5
議案第 4 号	上砂川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定について	2 6
議案第 5 号	第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 7
議案第 6 号	上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 8
議案第 7 号	上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	3 0
議案第 8 号	上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について	3 1
議案第 9 号	上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について	3 2
議案第 1 0 号	令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）	3 3
議案第 1 1 号	令和 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）	3 8
議案第 1 2 号	令和 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	3 9
議案第 1 3 号	令和 4 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	4 0
議案第 1 4 号	令和 4 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）	4 2
	町政執行方針	4 4
	教育行政執行方針	5 2
	散会の宣告	5 6

## 第 2 号（3月9日）

	議事日程	5 9
	会議録署名議員	6 0
	開議の宣告	6 1
	会議録署名議員指名について	6 1
議案第 3 号	上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（原案可決）	6 1
議案第 4 号	上砂川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定について（原案可決）	6 1
議案第 5 号	第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	6 1
議案第 6 号	上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	6 1
議案第 7 号	上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	6 1

議案第 8 号	上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	6 1
議案第 9 号	上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	6 1
議案第 10 号	令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）（原案可決）	6 1
議案第 11 号	令和 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）（原案可決）	6 1
議案第 12 号	令和 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	6 1
議案第 13 号	令和 4 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（原案可決）	6 1
議案第 14 号	令和 4 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）（原案可決）	6 1
議案第 15 号	令和 5 年度上砂川町一般会計予算	6 8
議案第 16 号	令和 5 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	6 8
議案第 17 号	令和 5 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	6 8
議案第 18 号	令和 5 年度上砂川町下水道事業特別会計予算	6 8
議案第 19 号	令和 5 年度上砂川町水道事業会計予算	6 8
	予算特別委員会設置及び付託について	7 7
	休会について	7 8
	散会の宣告	7 8

### 第 3 号（3 月 1 3 日）

議事日程	8 1
会議録署名議員	8 1
開議の宣告	8 2
会議録署名議員指名について	8 2
町政執行方針に対する質疑	8 2
藏    根    高    史	8 2
町長    奥    山    光    一	8 3
伊    藤    充    章	8 4
町長    奥    山    光    一	8 5
越    前            等	8 6
町長    奥    山    光    一	8 6
小    澤    一    文	8 7
町長    奥    山    光    一	8 8
教育行政執行方針に対する質疑	9 0
笹    木    笑    子	9 0
教育長    飯    山    重    信	9 1
石    田    浩    二	9 2
教育長    飯    山    重    信	9 3
一般質問	9 4

笹木 笑子	94
住民課長 白土 ゆかり	95
町長 奥山 光一	95
吉川 洋	96
住民課長 白土 ゆかり	96
休会について	97
追加日程について	98
議案第20号 権利の放棄について（原案可決）	98
散会の宣告	99

#### 第 4 号（3月16日）

議事日程	101
会議録署名議員	101
開議の宣告	102
会議録署名議員指名について	102
予算特別委員会委員長報告	102
議案第15号 令和5年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	102
議案第16号 令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	102
議案第17号 令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	102
議案第18号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	102
議案第19号 令和5年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	102
調査第1号 所管事務調査について（許可）	104
派遣第1号 議員派遣承認について（承認）	104
閉会の宣告	104

#### 令和5年第1回定例会予算特別委員会

##### 第 1 号（3月14日）

議事日程	107
委員長挨拶	108
開会の宣告	108
開議の宣告	108
町長挨拶	108
予算特別委員会の日程について	109
予算審査の方法について	109
予算審査資料の提出について	110
その他	110
議案第15号 令和5年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	110

議案第16号	令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	141
議案第17号	令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	142
議案第18号	令和5年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	144
議案第19号	令和5年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	146
閉会の宣告		148

出席議員

議席 番号	氏 名	1 臨	1 定				予 特
		1.20	3. 8	3. 9	3.13	3.16	3.14
1	石 田 浩 二	○	○	○	○	○	○
2	藏 根 高 史	○	○	○	○	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○	○	○	○	○
4	小 澤 一 文	○	○	○	○	○	○
5	越 前 等	○	○	○	○	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○	○
7	吉 川 洋	○	○	○	○	○	○
8	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 臨	1 定				予 特
		1.20	3. 8	3. 9	3.13	3.16	3.14
町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	○	○	—
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○	○	○	○	○	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	×	○	○	○	○	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○	○	○	○	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○	○	○	○
福 祉 課 長 地 域 支 援 推 進 室 長	山 崎 数 浩	○	○	○	○	○	○
福 祉 課 保 健 予 防 担 当 課 長	林 孔 美	○	○	○	×	○	○
税 務 出 納 課 長	戸 田 晋 一	○	○	○	○	○	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○	○	○	○	○
財 務 係 長	渡 辺 裕 之	—	—	—	—	—	○
建 設 課 主 幹	谷 禎 規	—	—	—	—	—	○
住 民 課 主 幹	佐 藤 利 哉	—	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 臨	1 定				予 特
		1.20	3. 8	3. 9	3.13	3.16	3.14
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○
係 長	齊 藤 弥 生	○	○	○	○	○	○

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 5 年

上砂川町議会第 1 回臨時会会議録（第 1 日）

1 月 2 0 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 0 時 3 5 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

1 月 2 0 日 1 日間

第 3 議案第 1 号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について

第 4 議案第 2 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）

---

○会議録署名議員

7 番 吉 川 洋 1 番 石 田 浩 二

---

### ◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8人です。  
理事者側につきましては、鷺尾企画課長が入院加療中のため欠席しております。  
定足数に達しておりますので、令和5年第1回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、吉川副議長、1番、石田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

---

### ◎新年の挨拶

○議長（高橋成和） ここで、令和5年を迎え初めての議会でございますので、町長からご挨拶をいただきたいと思います。奥山町長。

○町長（奥山光一） おはようございます。議長のご指示により、令和5年の新年初議会の開会に当たり、年頭のご挨拶を申し上げます。

新年を迎え3週間ほどたちましたけれども、改めて新年明けましておめでとうでございます。議員各位におかれましては、令和5年の輝かしい初春をご壮健にお迎えのことと心よりお喜びを申し上げます。

昨年を振り返りますと、3年目となりますが、新型コロナウイルス感染症対策、さらには国際諸情勢などによる物価高騰と、先行きが見通せない不安な状況が続いた1年でありました。本町においては、これら難局を乗り越えるため、住民生活や地域経済対策を最優先に捉え、全職員が一丸となり、スピード感を持ってこれらに対応してきたところであり

ます。新型コロナ感染症や物価高騰などは依然として収まる様相はなく、不透明な状況であります。このような状況下ではありますが、新年交礼会でも申し上げましたが、3年ぶりに仮装盆踊り花火大会の開催、さらにはマルシェの開催と、多くの行事をしっかりとした感染予防対策の下開催できましたことは、徐々にではありますが、元気を取り戻すことができたものと考えております。

一方、本町におきましては、依然として人口減少、少子高齢化が課題となっております。人口は日本全体が減少しており、全国1,747の基礎的自治体がそれぞれ人口減少対策を講じてはおりますけれども、人口が増加に転じている自治体はごく僅かであります。人口減少対策は継続しつつ、一方で人口が減少しても明るく元気な町を創生することも重要なことだと考えており、シンクタンクなどの有識者からのアドバイスや本町と同じような小規模自治体の実践例などを参酌し、小さい町だからこそできること、このことを新たな町づくりと捉え、挑戦して、持続可能な上砂川町の創造を目指さなければならないと考えております。そのためには職員のみならず議員各位との連携、町民の皆さんとの協働が必要であります。さらなるご協力をお願いいたします。

さて、財政状況についてであります。現在令和5年度の予算編成作業中ではありますが、昨年12月23日の閣議において一般会計総額が114兆4,000億円の令和5年度政府予算案が決定されたことはご承知のことと存じます。本町の財政運営の根幹をなす地方交付税につきましては、出口ベースで1.7%増の18兆4,000億となり、一定程度地方交付税は確保できるものと推測いたしますが、内容的にはデジタル田園都市国家構想事業費や脱炭素化推進事業費などが新たに計上されており、自主財源である町税が極めて少ない本町にとっては、決して楽観視できるものではありません。引き続き財政規律を守りつつ、事業効果や必要性を鑑みながら財政出動をしていかなければなりませんし、従前と同じことを繰り返しても急速な社会情勢に対応できず、取り残されることのないように努めていかなければならないとも考えております。一昨日議員各位にもご出席をいただき、国における脱炭素化社会を目指すカーボンニュートラル、さらにはDX、いわゆるデジタル化の推進もあり、本年度からは本格的に取り組んでいくと同時に、デジタル田園都市国家構想に基づく総合戦略の改編と、いつも申し上げておりますけれども、今地方自治体の業務は大きな転換期を迎えておりますので、これらにもしっかりと対応してまいります。

本町を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、議員や町民の皆さん、そして職員のお力を借りまして、持続可能な明日の上砂川町のために情報収集に努めるとともに、本町の置かれている状況をいま一度再認識し、何をしなければならないのか、そしてその効果も含め、試練に臨み、厳しい中にも町民の皆さんがこの町で安心して暮らせる町づくりに全力を尽くす所存でありますので、重ね重ね申し訳ございませんけれども、引き続きご協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、昨年12月には記録的大雪に見舞われ、年末、新年寒波、そして今夜からの寒波や大雪の予報もありますが、皆様方にはくれぐれもご自愛いただきますとともに

に、新しい年が皆様にとりまして明るく、希望に満ちあふれ、幸多からんことを心からお祈り申し上げまして、新年初議会に当たっての挨拶といたします。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋成和） 私からも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

改めまして明けましておめでとうございます。議員、理事者の皆様方におかれましては、令和5年の輝かしい新春をご家族共々ご健勝でお迎えになられたことを心からお喜び申し上げます。

昨年を振り返りますと、猛威を振るう新型コロナウイルスは、いまだ終息の気配を見せず、感染拡大を続けております。また、ロシアのウクライナ侵略による物価の高騰や歴史的な円安により様々な商品が値上げされるなど、住民生活に直接影響を与えておりますが、奥山町長をはじめ職員の皆様の対応により、感染防止対策や全世帯5万円の現金給付が講じられてきたところでございます。しかしながら、インフルエンザへの感染が増える時期でもあり、これまで以上に感染予防対策が必要となりますが、その対応は長期に及ぶものと懸念されておりますことから、一刻も早く安心して暮らせる社会が実現することを期待するものでございます。

さて、前回の町議会選挙から間もなく2年が経過しようとしております。この間議員一人となって議会の役目を果たすべく全力を尽くしてまいりましたが、年頭に当たりその思いを改めて強くしたところでございます。また、議会と理事者が力を合わせ、町民の目線に立って明るく住みよい町づくりを目指していきたいと思う次第でございます。

結びになりますが、議員の皆様、そして理事者の皆様の今後ますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、年頭に当たりましてのご挨拶といたします。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

以上で挨拶が終わりましたので、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

---

### ◎議案第1号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第1号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第1号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、役場組織機構の見直しにより効率的な行政運営を図ることに伴い、関係する条例を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第1号につきまして内容の説明をいたします。

資料ナンバー1をご参照願いたいと思います。このたびの改正につきましては、現在の町の状況や国の動向を踏まえ、適正な体制を構築して住民サービスの向上を図り、さらに職員の適正な定数管理を含めた体制の強化を図るため本年4月から役場組織の機構を見直すことから、関係する条例を改正するものでございます。

主な機構の見直しにつきましては、高度情報通信ネットワークを活用した情報技術が革新し、役場の業務や私生活において大きな役割を担い、今後も発展し続けるデジタル化について国においてはマイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化など、デジタル社会の実現に向けた重点計画、デジタル田園都市国家構想基本方針を示し、今後も地域社会のデジタル化が一層推進されることが想定されることから、デジタル推進担当係を新設するとともに、気候変動の主な要因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するカーボンニュートラルなど、持続可能な社会の実現を目指す取組が強化されることから、脱炭素推進担当係の専門部署をそれぞれ新設するものでございます。

また、今後の町づくりの指針となる総合計画や地方版総合戦略の改定、町内誘致企業のさらなる支援拡大を図るため、現在の地域振興係を企画振興係及び産業振興係に分割するとともに、子供を産み育てやすい環境の提供や高齢者の認知症予防、健康寿命の延伸を推進するため、新たに健康推進課を新設するものでございます。

これら機構の見直しによりまして、現行の6課1局1室2委員会17係が6課1局2委員会20係になるものでございますが、今後においても状況に応じて適正な体制を構築してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは本文に入らせていただきます。上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町課設置条例の一部改正）

第1条 上砂川町課設置条例（平成元年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「建設課」を「建設環境課」に改め、「税務出納課」及び「地域支援推進室」を削り、「福祉課」の次に「健康推進課」を加える。

第2条中「建設課」を「建設環境課」に改め、「税務出納課」及び「地域支援推進室」を削り、「福祉課」の次に「健康推進課」を加え、項をそれぞれ次のように改める。

総務課

- （1） 儀式、褒賞及び表彰に関する事。
- （2） 職員の人事及び給与等に関する事。
- （3） 条例、規則その他の令達に関する事。
- （4） 行政改革及び事務改善に関する事。
- （5） 陳情、請願及び訴訟に関する事。

- (6) 議会に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 交通安全に関すること。
- (9) 予算の編成及び配当に関すること。
- (10) 町債及び一時借入金に関すること。
- (11) 財産の取得、処分及び管理に関すること。
- (12) 庁舎及び地域の情報通信に関すること。
- (13) 特定個人情報に関すること。
- (14) デジタルトランスフォーメーションに関すること。
- (15) 他課の所管に属しないこと。

#### 企画課

- (1) 主要施策の総合企画調整に関すること。
- (2) 過疎対策に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 統計調査に関すること。
- (5) 地域活性化に関すること。
- (6) 国際交流に関すること。
- (7) 広報、広聴に関すること。
- (8) 自治住民運動及び住民意向の把握調整に関すること。
- (9) 商業、鉱工業及びその他産業の振興に関すること。
- (10) 労働福祉に関すること。
- (11) 企業誘致に関すること。
- (12) 国民休養施設に関すること。
- (13) 上砂川振興公社に関すること。
- (14) 地方創生に関すること。
- (15) 消費者行政に関すること。

#### 建設環境課

- (1) 土木に関すること。
- (2) 道路及び河川に関すること。
- (3) 建築に関すること。
- (4) 住宅に関すること。
- (5) 都市計画に関すること。
- (6) 上水道に関すること。
- (7) 下水道に関すること。
- (8) グリーントランスフォーメーションに関すること。
- (9) 環境衛生に関すること。

(10) 公害に関すること。

#### 住民課

- (1) 戸籍、住民基本台帳に関すること。
- (2) 印鑑登録及び諸証明に関すること。
- (3) 国民年金に関すること。
- (4) 住民相談に関すること。
- (5) 町税（個人道民税を含む。）の賦課及び徴収に関すること。
- (6) 後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収に関すること。
- (7) 税外収入（即日徴収する使用料及び手数料を除く。）に関すること。
- (8) 出納事務に関すること。

#### 福祉課

- (1) 老人福祉に関すること。
- (2) 障害者福祉に関すること。
- (3) 福祉医療センターに関すること。
- (4) 国民健康保険に関すること。
- (5) 後期高齢者医療に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 地域包括支援センターに関すること。
- (8) 包括的支援事業に関すること。
- (9) その他の福祉に関すること。

#### 健康推進課

- (1) 保健予防に関すること。
  - (2) 町立歯科診療所に関すること。
  - (3) 児童及び母子父子寡婦福祉に関すること。
  - (4) 子育て世代包括支援センターに関すること。
- (上砂川町職員定数条例の一部改正)

第2条 上砂川町職員定数条例（昭和37年上砂川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「監査委員並びに教育委員会の所管に属する学校及び」及び「、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員」を削り、「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第2条第1号中「116人」を「75人」に改め、同号ア及びイを削り、同条第5号及び第6号を削り、同条第7号中「5人」を「6人」に改め、同号を同条第5号とする。

第3条中「第1号から第3号まで、第6号及び第8号に掲げる」を削り、「町長、議会議長、教育委員会、水道事業管理者が、同条第7号に掲げる職員の定数の学校別の配分は、教育委員会」を「任命権者」に改める。

(上砂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 上砂川町水道事業の設置等に関する条例(昭和42年上砂川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条中「建設課」を「建設環境課」に改める。

(上砂川町議会事務局設置条例の一部改正)

第4条 上砂川町議会事務局設置条例(昭和33年上砂川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「事務局長、」の次に「係長、」を加える。

(上砂川町議会委員会条例の一部改正)

第5条 上砂川町議会委員会条例(昭和62年上砂川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び室」を削る。

(上砂川町炭鉱事故等災害遺児手当支給条例の廃止)

第6条 上砂川町炭鉱事故等災害遺児手当支給条例(昭和46年上砂川町条例第1号)は廃止する。

(一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

第7条 一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成11年上砂川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「住民課」を「建設環境課」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋成和) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定については、

原案のとおり決定いたしました。

---

◎議案第2号

○議長（高橋成和） 次に、日程第4、議案第2号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第2号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億210万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月20日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第2号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税2,515万円の追加で、18億7,526万6,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金60万円の追加で、4億1,412万9,000円となります。

2 項国庫補助金60万円の追加で、2億5,678万5,000円となります。

15款道支出金15万円の追加で、1億1,635万1,000円となります。

2 項道補助金15万円の追加で、1,073万7,000円となります。

歳入合計が2,590万円の追加で、34億210万円となります。

2、歳出、2款総務費500万円の追加で、4億2,178万3,000円となります。

1 項総務管理費500万円の追加で、3億7,736万2,000円となります。

3 款民生費590万円の追加で、8億221万5,000円となります。

1 項社会福祉費500万円の追加で、7億3,937万3,000円となります。

2 項児童福祉費90万円の追加で、6,052万円となります。

8 款土木費1,500万円の追加で、4億7,981万2,000円となります。

2 項道路橋りょう費1,200万円の追加で、1億9,263万8,000円となります。

3項住宅費300万円の追加で、1億8,134万円となります。

歳出合計が2,590万円の追加で、34億210万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。このたびの補正は、大雪に伴う除雪サービス及び除排雪経費の計上が主なものであります。本年度の初雪が11月5日で、本日午前8時現在の降雪量は535センチとなり、特に12月の降雪量は数十年ぶりに4メートルを超え432センチで、また積雪量も12月15日に135センチを記録するなど災害級の大雪となり、今後の降雪量を勘案し、除雪サービス並びに除排雪に万全を期するため追加するものであります。

3、歳出、2款1項5目財産管理費500万円の追加は、公共施設の屋根の雪下ろしと雪庇落としての経費の計上であります。

3款1項1目社会福祉総務費500万円の追加は、高齢者、身障、母子世帯の避難口確保のため門口や屋根の除雪をする在宅老人等除雪サービスにつきましては、12月の大雪により申込みが相次ぎ、冬期間の安全、安心を確保するため門口200回分、屋根100回分を追加するものであります。

2項1目児童福祉総務費90万円の追加で、3,294万9,000円となります。資料ナンバー2をご参照願います。出産・子育て応援交付金事業の概要であります。目的であります、国は全ての妊婦、子育て家庭が健やかな妊娠と出産を迎え、安心して子育てができる環境を整備することを目的に、妊娠期から子育て期まで身近で相談、支援を行う伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設したもので、対象者及び給付額につきましては、所得制限はなく、令和4年4月以降に妊娠、出産した方に対し、妊娠届出時、出生届出時の2回に分けて計10万円の現金給付を行います。表の2と3に該当する方につきましては10万円を一括支給するものであります。予算書にお戻り願います。18節負担金、補助及び交付金、対象者を9人と見込み、90万円追加するものであります。

8款2項1目道路維持費1,200万円の追加で、1億9,263万8,000円となります。除排雪経費につきましては、当初予算において効率的な除排雪体制を図るため必要経費を計上しておりましたが、このたびの大雪により早朝除雪基準である10センチ以上の降雪が続いたため、例年1シーズン25回程度の早朝除雪が現在20回を超え、平年を大きく上回り、今後の降雪により経費に不足を来すことから追加するもので、内訳でございますが、1節報酬で除雪車運転手報酬として200万円、10節需用費で除排雪用重機の燃料費として300万円、12節委託料で町内委託業者除排雪業務委託料として500万円、13節使用料及び賃借料で排雪用ダンプ及び危険空き家等の雪庇落しのための高所作業車借り上げ料として200万円追加するものであります。

3項1目住宅管理費300万円の追加は、町営住宅の空戸除雪のほか、2階建て住宅の雪庇落し件数の増加も予想されることから追加するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税2,515万円の追加

は、普通交付税の追加であります。

14款2項2目民生費補助金60万円の追加は、国庫補助3分の2の追加で、15款2項2目民生費補助金15万円の追加は道補助6分の1の追加であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和5年第1回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 石 田 浩 二

# 第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 5 年

## 上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 8 日（水曜日）午前 10 時 00 分 開 会  
午後 1 時 45 分 散 会

### ○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
3 月 8 日～3 月 16 日  
9 日間
- 第 3 諸般の報告
  - 1) 議会政務報告
  - 2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（小澤議員）
  - 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（笹木議員）
  - 4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（笹木議員）
  - 5) 第 1 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
  - 6) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
  - 7) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
  - 8) 例月出納検査結果報告（12・1・2 月分）
- 第 4 常任委員会委員の選任について  
※ 常任委員会正・副委員長互選結果報告について
- 第 5 選挙第 1 号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 第 6 選挙第 2 号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 第 7 町長行政報告
- 第 8 教育長教育行政報告
- 第 9 発議第 1 号 上砂川町議会の個人情報の保護に関する条例制定について  
※ 発議第 1 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 10 議案第 3 号 上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 11 議案第 4 号 上砂川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定  
について
- 第 12 議案第 5 号 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例制定について
- 第 13 議案第 6 号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定につ  
いて

- 第14 議案第 7号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第 8号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第 9号 上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第10号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）
- 第18 議案第11号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 第19 議案第12号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第13号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第14号 令和4年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）
- ※ 議案第3号～第14号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第22 町政執行方針
- 第23 教育行政執行方針

---

○会議録署名議員

2番 藏 根 高 史                      3番 笹 木 笑 子

---

### ◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。  
理事者側につきましては、全員出席しております。  
定足数に達しておりますので、令和5年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から3月16日までの9日間に決定いたしました。  
なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 次、日程第3、諸般の報告を行います。  
議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果について報告を求めます。小澤議員。

○4番（小澤一文） 令和5年空知中部広域連合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和5年2月24日金曜日午前10時。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室。

議件といたしましては、議案第1号 令和4年度空知中部広域連合一般会計補正予算(第

2号)、議案第2号 令和4年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算(第2号)、議案第3号 令和4年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算(第2号)、議案第4号 令和4年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算(第2号)、議案第5号 令和5年度空知中部広域連合一般会計予算、議案第6号 令和5年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算、議案第7号 令和5年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算、議案第8号 令和5年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算、議案第9号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第10号 空知中部広域連合広域計画の変更について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果並びに第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果について報告を求めます。笹木議員。

○3番(笹木笑子) 令和5年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和5年3月2日木曜日午後2時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算(第1号)、議案第2号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計予算、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和5年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和5年3月2日木曜日午後3時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 令和4年度砂川地区広域消防組合会計補正予算(第1号)、議案第2号 令和5年度砂川地区広域消防組合会計予算、議案第3号 砂川地区広域消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 次、第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果について報告を

求めます。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 令和5年第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催されましたので、ご報告をいたします。

日時は、令和5年2月28日火曜日午前10時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和5年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算、議案第2号 令和5年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算、議案第3号 令和5年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算、議案第4号 令和5年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決をされましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果並びに第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果については私のほうから報告いたします。

まず最初に、令和5年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和5年2月27日月曜日午後2時30分から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和5年度石狩川流域下水道組合一般会計予算。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和5年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和5年2月28日火曜日午前11時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和4年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和5年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の12月、1月、2月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎常任委員会委員の選任について

○議長（高橋成和） 次、日程第4、常任委員会委員の選任について議題といたします。  
行政常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

行政常任委員会委員につきましては、議長を除く全議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、行政常任委員会委員の選任につきまして、議長を除く全議員とすることに決定いたします。

行政常任委員会の正副委員長の互選でございますが、全員協議会において申合せをしておりますので、議長から報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、ご報告いたします。委員長には笹木議員、副委員長には越前議員。以上のとおり報告いたします。

なお、各附属機関の委員の選任につきましても申合せにより決定しておりますので、後ほど名簿を配付いたします。

---

◎選挙第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第5、選挙第1号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に越前議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました越前議員を砂川地区保健衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました越前議員が砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました越前議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

---

### ◎選挙第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、選挙第2号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

砂川地区広域消防組合議会議員に越前議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました越前議員を砂川地区広域消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました越前議員が砂川地区広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました越前議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

### ◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第7、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 今回報告いたします令和4年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりであります。

で、お目通し願います。

そのほか3件についてご報告申し上げます。初めに、交通事故死ゼロの日4,500日の達成についてご報告申し上げます。既に町広報等においてお知らせをしておりますとおり、本町の交通事故死ゼロの日4,500日を去る1月21日に達成し、歴代最長記録を更新することができました。平成22年9月25日の死亡事故以降、交通安全推進委員会や交通指導員、北海道警察等関係機関と連携して、町内各団体や小中学生による街頭啓発、さらには交通指導員や各町交通安全奉仕員による子供たちの登校時の立哨などの活動を地道に続けてきたことにより、何より住民各位が交通事故に遭わない、起こさないという思いで活動にご協力いただいた成果であり、改めて関係各位に感謝を申し上げます。今回の4,500日達成を通過点とし、令和6年6月4日の5,000日達成を目指し今後も交通安全対策に取り組んでまいりますので、引き続き町議会をはじめ関係各位のご協力をお願い申し上げます。

続きまして、乗り合いタクシー特別便の本格運行についてご報告申し上げます。本町の乗り合いタクシーにつきましては、平成31年2月から運行しており、昨年9月の議会全員協議会でご説明させていただきましたが、砂川市内まで運行する特別便を新たに創設し、現在実証運行を行っているところであります。特別便につきましては、昨年9月末をもって廃止となった中央バス上砂川線の代替便として、利用者への影響を最小限にとどめるために新設したもので、砂川市内に5か所の停車施設を設け、1日4便を実証運行として実施しており、その運行期間は昨年10月から本年3月までの半年間となっております。これまでの利用実績といたしましては、月平均の延べ利用者数が100人程度となっております。特別便の本格運行に向けた検討を行うために昨年12月に利用登録者と非登録者の高齢者に対してアンケート調査を行い、町内便を含めた利用満足度や意見、要望等を伺ったところ、大変助かっている、今後も運行を続けてほしいとの声が多く寄せられたことから、上砂川町地域公共交通会議の同意を得て本年4月1日からの本格運行を決定し、併せて名称を町外便砂川行きに変更することといたしました。

なお、アンケート調査では運行本数の増便や連絡施設の増設を求める要望も多く、このことにつきましては現在運行されている中央バス歌志内線への与える影響や今後の運行状況を慎重に見極めながら、移動ニーズに応えるべくさらなる制度拡充も視野に入れ、引き続き住民の交通手段の維持、確保に努めてまいります。

3件目といたしまして、マイクログラス株式会社の事業拡大計画についてご報告いたします。マイクログラス株式会社の製品である病理検査用の顕微鏡ガラスは、国内シェアの約半数を占めているほか、世界的な販売網を誇る大手ユーザー2社が本製品を採用していることから、デンマークやアメリカ、アジアなどからの海外需要もあり、生産設備のロボット化を図りながら受注に対応しているところであります。しかしながら、その受注量が年々増加し、さらに今後はEU諸国からの需要も見込まれ、さらなる量産体制が必要とされていることから、既存事業を拡大するため工場の増設と新設を計画、また電気料金高騰への対応及び脱炭素化を推進するための照明のLED化を併せて行う予定であります。詳

細についてはまだ決定していない部分もございますが、本年度はガラス部の既存工場に約370平米の工場を増設、また現工場の北側にある用地を既に取得いたしましたので、増築棟完成後には約6,000平米の工場を新築するとともに、これまで導入していたダイヤモンド加工機器より性能のよいレーザーを使用したガラス加工機を新規で複数台購入することにより、加工工程の短縮と良質な製品が期待され、現行1日当たりの出荷枚数を77万枚から120万枚に増産することが可能となり、海外からの受注にも対応できる量産体制が確立されることとなります。事業費につきましては、増築棟に約6億5,000万円、新築棟は決定しておりませんが、40億円を超える見込みであることから、本町における企業振興促進条例に基づく助成のほか、国や道の助成制度を最大限に活用するとともに、事業拡大に伴い相当数の新規雇用が見込まれることから、雇用対策等につきましても取り組んでいきたいと考えております。

いずれにいたしましても、本事業が地域経済の活性化と雇用の拡大につながることから、本町といたしましても積極的に支援を行ってまいりますことを申し上げ、町長行政報告といたします。

○議長（高橋成和） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第8、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

令和4年第4回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書を御覧いただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

---

#### ◎発議第1号

○議長（高橋成和） 日程第9、発議第1号 上砂川町議会の個人情報保護に関する条例制定について議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げにつきましては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、提出者である小澤議員より提案理由及び内容の説明を求めます。小澤議員。

○4番（小澤一文） 発議第1号 上砂川町議会の個人情報保護に関する条例制定につ

いて。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により次のとおり提出する。

令和5年3月8日

上砂川町議会議長 高橋成和様  
提出議員 小澤一文  
賛成議員 吉川洋  
伊藤充章

提案理由、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正されることとともない、議会においては自律的な対応のもと個人情報の適切な取り扱いを図るため、議会における個人情報の保護に関する条例を制定するものである。

それでは、内容の説明をいたします。社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立、個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法により個人情報保護法が改正され、従来個人情報取扱業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれが別の法令に定められていましたが、これらが個人情報保護法に統合され、かつ国の行政機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈、運用することになりました。これにより、全国的な共通ルールの下で個人情報保護法の的確な運用が図られることになりましたが、地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が地方議会は原則として適用除外とされておりますが、改正法第5条では、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の特性に応じて個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すると定義されたことを踏まえ、改正法との整合性を図るために議会における個人情報の取扱いについて議会独自の個人情報保護条例を制定するものです。

なお、条例本文の読み上げにつきましては、議長のお取り計らいにより省略いたします。

以上、内容の説明といたします。議員各位のご賛同よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終わりました。

本件に対する質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。小澤議員外2名から提出されました発議第1号 上砂川町議会の個人情報の保護に関する条例制定について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 上砂川町議会の個人情報の保護に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、議案第3号 上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第3号 上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、デジタル化の進展や個人情報の保護、データの流通の両立、強化を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで個人情報保護条例で定めていた事項の多くを新法で規律されるため、同条例を廃止し、新たに本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第3号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1をご参照願います。このたびの条例制定について、これまでの個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに適用される法令や所管が異なっておりましたが、社会全体のデジタル化への対応や個人情報の保護とデータ流通の両立、強化及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の所管は国の個人情報保護委員会となり、これまでの個人情報保護条例で定

めていた事項の多くは新法で規律されることとなることから、現在の個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法施行条例を制定するものであります。

改正法では、対象者数1,000人以上の個人情報について氏名や生年月日などの個人情報を検索できる個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務づけられるとともに、個人情報の開示請求をする者は、条例で定めるところにより実費の範囲内で手数料を納めなければならないと規定されていますが、現行の条例では開示の手續に要する費用は無料とし、資料の写しを交付する場合の複写代金等を負担していただいていることから、今後も同様の取扱いとしております。

また、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要な場合や審査請求について調査審議するための附属機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置し、円滑な制度運用が図られる体制を構築してまいります。

以上が条例の内容となりますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、議案第4号 上砂川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第4号 上砂川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、町民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とし、上砂川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を制定し、情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指すため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第4号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー2をご参照願います。このたびの条例制定につきましては、国におきまして行政のデジタル化を推進するため、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法が制定され、オンラインによる行政手続などが可能とされたことに伴い、本条例を制定するものであります。

本条例につきましては、現在個々の条例等により書面で行うことが規定されている手続等についてオンラインでも行えるようにするために共通事項を定めるもので、町民の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的としております。行政手続のオンライン化のイメージといたしましては、今までは町民が役場に来庁し、いろいろな申請手続をしておりましたが、今後は自宅等にいらがらでもパソコンやスマートフォンなどの端末機から申請手続を行うことができ、許可証等の書類については郵送やオンラインにより受け取ることも可能となるものでございます。

下段に今後において電子化が可能となり得る手続の例を記載させていただいておりますが、4月より子育て関係及び介護関係の手続を皮切りにオンライン申請を始めることとしており、今後関係各課と協議して、できるところからオンライン申請事務を増やしていきたいと考えております。

以上が条例の内容となりますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第5号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、議案第5号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第5号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、第2号会計年度任用職員の給与について人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。別表本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、別表本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示により議案第5号につきまして内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、令和4年人事院勧告による給与月額増加に伴い、給料表の改正を行うものでございます。

一般職と特別職並びに議会議員に係る改正につきましては令和4年第4回定例会にて改正しておりますが、会計年度任用職員については4月1日から3月31日までの1年度任用となっております。任用する際に締結する勤務条件通知に記載の報酬額を年度途中において変更しないこととしていることから、本年4月1日から適用させるため、本条例を改正するものであります。

勧告の内容につきましては、民間給与との格差を解消するため、給与月額を平均で0.3%引き上げるものでございます。

以上が改正の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして議案第5号の別表の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本文へ参ります。第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年上砂川町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3を次のように改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第6号

○議長（高橋成和） 次に、日程第13、議案第6号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第6号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、職員の普通旅費に係る日当について独自削減を解消するため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第6号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、従来道内に出張する際に、交通費及び宿泊費以外に食費や諸雑費など支払いが想定されない経費に見立てるため日当を支給しておりましたが、行財政改革の一環として平成16年4月から廃止したところであります。道内外を出張する際には想定しにくい雑費の支払いを伴う場合があることから、議員及び職員、非常勤、特別職を含めた出張者に対して道内を出張する際には一律1,000円を支給するとともに、宿泊料については過去十数年改正しておらず、昨今の物価高騰に対するため、地方公務員法第24条第5項に基づき、関係条項の一部を改正するものでございます。ただし、空知管内構成市町への出張につきましては、移動時間が短く、短時間で用務終了の場合もあることから日当の支給は行わないことといたしますが、会議等の時間が5時間を超過する場合は雑費の支払いが想定されますので、支給の対象としたところであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文へ参ります。上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町職員の旅費に関する条例（昭和33年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条ただし書を削る。

第29条を次のように改める。

第29条 道内にわたる用務を帯び旅行する場合は、道内の用務を終え、道外に向け出発の日から又は道外の用務を終え、道内の用務地へ到着の前日まで道外宿泊料を支給する。

2 鉄道旅行、水路旅行又は航空旅行中宿泊する場合の宿泊料については、道内宿泊料を支給する。

別表第1（第16条、第17条、第18条関係）を次のように改める。

別表第1（第16条、第17条、第18条関係）

職名、町長、副町長、教育長、職員、車賃（1キロメートルにつき）37円、日当（1日につき）、道内1,000円、道外3,000円、宿泊料（1夜につき）、道内1万1,000円、道外1万5,000円。

備考

1 日当を支給しない範囲は、空知管内構成市町の範囲とする。ただし、会議等の時間（懇談会の時間を除く）が5時間を超過する場合は支給する。

2 町長、副町長、教育長の道内日当は令和5年4月1日から令和8年3月31日までに限り支給しない。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第7号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、議案第7号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第7号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に係る経費の公費負担の限度額が引き上げられたため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野総務課長。

○総務課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第7号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、公職選挙法施行令の一部が改正され、昨今における物価の高騰、変動等に鑑み、選挙運動における自動車の使用及び燃料費、ポスターの作成に要する経費の限度額が引き上げられたこととなりました。いわゆる自動車レンタル費用の1日当たり1万5,800円から1万6,100円に、自動車燃料費用の1日当たり7,560円から7,700円に、ビラ作成費用の1枚当たり7.51円から7.73円に、ポスター作成費用の1枚当たり525.6円から541.31円に限度額を改正するもので、本町においても次回の選挙から選挙費用の公費負担を引き上げるため、関係条項を改正するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー4の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文へ参ります。上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動

費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（令和2年上砂川町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「4万5,200円」を「5万990円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第8号

○議長（高橋成和） 次、日程第15、議案第8号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第8号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、民法等の一部を改正する法律の施行及び国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係する条例を改正するものであること。

以下、内容の説明は福祉課長から行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） それでは、ご指示によりまして、議案第8号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、民法等の一部を改正する法律の施行及び国の児童福祉施設の設

備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係する条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、保育施設における虐待等の不適切な保育による児童虐待等の防止等を図る観点から、懲戒権に係る民法第822条の削除に伴い、懲戒に係る権限の濫用の禁止の条文を削除するとともに、令和4年9月、静岡県において認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなる事案を受け、自治体が条例で児童福祉施設、家庭的保育事業等の運営に関する基準を定めるに際し従わなければならない国の基準について児童の安全確保、管理に係る規定が加えられたことに伴い、送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全確保、管理の徹底に係る条文を加える改正を行うものです。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー5の新旧対照表をご参照願います。

以上が主な内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第9号

○議長（高橋成和） 次、日程第16、議案第9号 上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第9号 上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、民間企業が建設する事業に助成し、町内の住宅環境の改善と移住定住を促進するため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は建設課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。三原建設課長。

○建設課長（三原浩明） ご指示によりまして、議案第9号について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、民間企業が実施する民間賃貸住宅建設事業に対して助成するもので、町内の住宅環境の改善と移住定住の促進を図るため、関係条項を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、民間賃貸住宅建設事業補助の経過措置期限を平成31年3月31日から令和8年3月31日に改正するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元の資料ナンバー6の新旧対照表をご

参照願います。

それでは、条例本文へ参ります。上砂川町移住定住促進条例（平成30年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年」を「令和8年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### ◎議案第10号

○議長（高橋成和） 日程第17、議案第10号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第10号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,710万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第10号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税1,950万円の追加で、1億8,477万4,000円となります。

1項町民税1,330万円の追加で、9,710万1,000円となります。

2 項固定資産税420万円の追加で、5,270万円となります。

4 項町たばこ税200万円の追加で、2,321万8,000円となります。

10款地方交付税8,219万6,000円の追加で、19億5,746万2,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

12款分担金及び負担金189万9,000円の追加で、236万8,000円となります。

1 項負担金、同額であります。

14款国庫支出金1,393万8,000円の減額で、4億19万1,000円となります。

1 項国庫負担金29万3,000円の追加で、1億5,648万1,000円となります。

2 項国庫補助金1,423万1,000円の減額で、2億4,255万4,000円となります。

15款道支出金335万5,000円の追加で、1億1,970万6,000円となります。

1 項道負担金100万8,000円の追加で、9,629万6,000円となります。

2 項道補助金306万円の追加で、1,379万7,000円となります。

3 項道委託金71万3,000円の減額で、961万3,000円となります。

16款財産収入608万9,000円の追加で、2,157万8,000円となります。

1 項財産運用収入3万5,000円の追加で、1,549万3,000円となります。

2 項財産売払収入605万4,000円の追加で、608万5,000円となります。

17款寄附金1,251万8,000円の追加で、1,252万9,000円となります。

1 項寄附金、同額であります。

18款諸収入521万9,000円の追加で、9,832万6,000円となります。

5 項雑入521万9,000円の追加で、8,016万6,000円となります。

19款町債2,253万8,000円の減額で、1億9,946万2,000円となります。

1 項町債、同額であります。

21款繰入金7,930万円の減額で、6,980万円となります。

1 項基金繰入金8,430万円の減額で、6,480万円となります。

2 項特別会計繰入金500万円の追加で、500万円となります。

歳入合計が1,500万円の追加で、34億1,710万円となります。

次ページであります。2、歳出、1 款議会費115万円の減額で、3,629万6,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費475万6,000円の減額で、4億1,702万7,000円となります。

1 項総務管理費93万8,000円の減額で、3億7,642万4,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費24万1,000円の追加で、2,174万7,000円となります。

4 項選挙費405万9,000円の減額で、669万4,000円となります。

3 款民生費2,193万2,000円の減額で、7億8,028万3,000円となります。

1 項社会福祉費1,791万6,000円の減額で、7億2,145万7,000円となります。

2 項児童福祉費401万6,000円の減額で、5,650万4,000円となります。

4款衛生費1,109万1,000円の減額で、2億2,899万6,000円となります。

1項保健衛生費1,061万2,000円の減額で、1億3,936万9,000円となります。

2項清掃費47万9,000円の減額で、8,962万7,000円となります。

7款商工費6,000万円の追加で、2億1,099万1,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費399万2,000円の減額で、4億7,582万円となります。

3項住宅費399万2,000円の減額で、1億7,734万8,000円となります。

9款消防費43万1,000円の追加で、1億5,404万6,000円となります。

1項消防費、同額であります。

10款教育費12万2,000円の追加で、1億3,681万4,000円となります。

1項教育総務費82万8,000円の減額で、1,672万3,000円となります。

2項小学校費194万9,000円の追加で、5,033万8,000円となります。

3項中学校費10万8,000円の追加で、5,055万8,000円となります。

4項社会教育費60万7,000円の減額で、810万5,000円となります。

5項保健体育費50万円の減額で、1,109万円となります。

12款公債費263万2,000円の減額で、4億2,668万5,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が1,500万円の追加で、34億1,710万円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、2,200万円、1,586万2,000円。過疎地域自立促進特別事業、5,040万円、5,300万円。町道鶉北線道路改良舗装事業1,340万円、1,250万円。緑が丘団地除却事業1,320万円、全額減額であります。東鶉団地外装改善事業、5,140万円、4,940万円。鶉若葉改良住宅屋根外壁塗装事業2,470万円、2,240万円。鶉団地屋根葺替事業1,040万円、980万円。

事項別明細書16ページ、歳出でございます。このたびの補正は最終補正予算であり、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査でありますので、予算額の読み上げとさせていただきます、減額の大きいものと追加となる費用を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3、歳出、1款1項1目議会費115万円の減額は、精査であります。

2款1項1目一般管理費520万3,000円の追加で、9,235万9,000円となります。4節共済費から17節備品購入費までは精査で、24節積立金はふるさと納税182件分をふるさとづくり基金に551万2,000円、財政調整基金へ利息分3万5,000円、一般寄附6件分を地域振興基金に100万6,000円積立てするものであります。

5目財産管理費100万円の追加は公共施設、職員住宅の修繕料の追加で、8目交通安全対策費40万円の減額は精査であります。

11目地域振興費262万5,000円の追加は、12節委託料35万1,000円の減額は精査で、18節負

担金、補助及び交付金297万6,000円の追加は中央バス路線維持助成金の計上であります。

12目地域おこし協力隊事業費454万5,000円の減額と13目集落支援員事業費242万1,000円の減額は、人件費の精査であります。

14目新型コロナウイルス感染症対策費240万円の減額は、精査であります。

次ページであります。3項1目戸籍住民基本台帳費24万1,000円の追加は、マイナンバーカード交付率の向上を図るため、会計年度任用職員を1名配置するものであります。

4項3目町長選挙費334万6,000円の減額と4目参議院議員選挙費71万3,000円の減額は、執行残の精査であります。

3款1項1目社会福祉総務費815万円の追加で、3億4,114万2,000円となります。1節報酬10万円の減額は精査で、19節扶助費1,140万円の追加は就職することが困難で雇用契約を結ばずに生産活動ができる就労継続支援対象者の増加により、障害者自立支援給付費で1,900万円の追加、その他は精査で、27節繰出金は精査であります。

2目老人福祉費57万6,000円の減額、4目介護保険費556万1,000円の減額、7目後期高齢者医療費1,397万2,000円の減額、8目非課税世帯等臨時特別給付金事業費595万7,000円の減額は、いずれも精査であります。

2項1目児童福祉総務費301万6,000円の減額、2目認定こども園等複合施設費80万円の減額、3目低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費30万円の減額、4目子育て世帯臨時特別支援事業費10万円の追加は、いずれも精査であります。

4款1項1目保健衛生総務費239万4,000円の追加で、9,955万円となります。19節扶助費は精査で、27節繰出金288万4,000円の追加は水道事業会計繰出金の追加であります。

2目予防費444万5,000円の減額、4目新型コロナウイルスワクチン接種事業費856万1,000円の減額は、いずれも執行残による精査であります。

2項2目じん芥処理費47万9,000円の減額は、精査であります。

7款1項2目企業開発費6,000万円の追加で、1億7,524万円となります。18節負担金、補助及び交付金3,000万円の追加は、コロナ禍により大幅な減収が見込まれることから、振興公社への助成金を計上するものであります。24節積立金ですが、産業振興基金を振興公社事業開発基金に訂正をお願いいたします。振興公社事業開発基金に3,000万円追加するものであります。

8款3項1目住宅管理費399万2,000円の減額は、入札執行残による精査であります。

9款1項1目消防費43万1,000円の追加は、修繕料と電気料高騰による負担金の追加であります。

10款1項2目事務局費82万8,000円の減額は、精査であります。

2項1目学校管理費174万円の追加は、火災報知器受信設備修繕料の計上であります。

2目教育振興費20万9,000円の追加と3項2目教育振興費10万8,000円の追加は、給食食材高騰に伴う給食センター負担金の計上であります。

4項1目社会教育総務費30万4,000円の減額、2目青少年対策費30万3,000円の減額は、

いずれも精査であります。

5項1目保健体育総務費35万円の減額、2目体育施設費15万円の減額は、いずれも精査であります。

12款1項1目元金19万2,000円の追加と2目利子282万4,000円の減額は、いずれも臨時財政対策債利率見直しと一時借入金利子の精査であります。

次に、9ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目個人770万円の追加は所得割の増で、2目法人560万円の追加は企業2社の決算納付の増であります。

2項1目固定資産税420万円の追加は、企業2社の償却資産の増であります。

4項1目町たばこ税200万円の追加は販売本数増によるもので、10款1項1目地方交付税8,219万6,000円の追加は普通交付税の交付決定額の追加であります。

12款1項1目民生費負担金189万9,000円の追加は、認定こども園広域入所に係る利用者負担金の追加であります。

14款1項1目民生費負担金485万2,000円の追加で、1億4,786万7,000円となります。1節社会福祉費負担金650万円の追加は、障害者自立支援費歳出増加分の国庫負担金の計上で、その他は精査であります。

2目衛生費負担金455万4,000円の減額は、歳出減額分の精査であります。

2項1目総務費補助金123万8,000円の追加で、1億2,187万1,000円となります。1節総務管理費補助金24万1,000円の追加は歳出同額を計上するもので、2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金99万7,000円の追加は精査であります。

2目民生費補助金640万7,000円の減額、3目衛生費補助金400万2,000円の減額、4目土木費補助金506万円の減額は、いずれも歳出減に伴う精査であります。

15款1項1目民生費負担金229万円の追加で、8,060万1,000円となります。1節社会福祉費負担金325万円の追加は、障害者自立支援費歳出増加分の道費負担分の計上で、その他は精査であります。

2目保険基盤安定拠出金128万7,000円の減額は、精査であります。

2項1目総務費補助金34万4,000円の追加は交付決定額の計上で、2目民生費補助金271万6,000円の追加で985万円となります。1節社会福祉費補助金249万4,000円の追加は、非課税の高齢者と障害者を対象とした道の追加事業の採択を受けたことにより、高齢者世帯等生活支援事業338万9,000円を追加するもので、その他については精査であります。

3項1目総務費委託金71万3,000円の減額は、精査であります。

16款1項2目利子及び配当金3万5,000円の追加は精査で、2項1目物品売払収入30万円の追加は精査であります。

2目不動産売払収入575万4,000円の追加は、下鴨第2区分譲団地3区画分の売払収入の計上であります。

17款1項1目寄附金1,251万8,000円の追加は、1節一般寄附金6件分100万6,000円の追加、2節ふるさと寄附金182件分551万2,000円の追加、3節企業版ふるさと納税3件分600

万円を追加するものであります。

18款5項5目雑入521万9,000円の追加は、交付決定額の計上であります。

19款1項1目総務債353万8,000円の減額と2目土木債1,900万円の減額は、いずれも同意予定額の計上であります。

21款1項1目基金繰入金8,430万円の減額は、いずれも他の財源を確保できたことによる減額であります。

2項1目特別会計繰入金500万円の追加は、国民健康保険特別会計から一般会計に繰入れするものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第11号

○議長（高橋成和） 次、日程第18、議案第11号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第11号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,456万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第11号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税389万8,000円の減額で、2,400万円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金315万円の減額で、3,151万円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入807万5,000円の追加で、2,811万8,000円となります。

2 項雑入807万5,000円の追加で、2,811万7,000円となります。

5 款繰越金92万3,000円の追加で、92万3,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が195万円の追加で、8,456万3,000円となります。

2、歳出、1 款総務費195万円の追加で、8,441万3,000円となります。

1 項総務管理費195万円の追加で、8,325万3,000円となります。

歳出合計が195万円の追加で、8,456万3,000円となります。

事項別明細書 6 ページ、歳出でございます。3、歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費195万円の追加で、8,325万3,000円となります。18節負担金、補助及び交付金305万円の減額は精査で、27節繰出金500万円の追加は前年度精算金や保険給付費等の交付金の交付により余剰金が見込まれることから一般会計に繰り出しするものであります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税389万8,000円の減額は、被保険者数の減による精査で、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金315万円の減額は精査であります。

4 款 2 項 3 目雑入807万5,000円の追加は、空知中部広域連合分賦金前年度精算分の計上で、5 款 1 項 1 目繰越金92万3,000円の追加は前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第 12 号

○議長（高橋成和） 次、日程第19、議案第12号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第12号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ399万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,400万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第12号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1 款後期高齢者医療保険料203万2,000円の減額で、3,856万4,000円となります。

1 項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3 款繰入金198万8,000円の減額で、2,519万7,000円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

5 款繰越金2万7,000円の追加で、2万7,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が399万3,000円の減額で、6,400万3,000円となります。

2、歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金399万3,000円の減額で、6,167万2,000円となります。

1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が399万3,000円の減額で、6,400万3,000円となります。

事項別明細書、歳出でございます。6 ページです。3、歳出、2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金399万3,000円の減額は、精査であります。

次に、4 ページ、歳入であります。1 款1 項1 目特別徴収保険料136万5,000円の減額と2 目普通徴収保険料66万7,000円の減額は、いずれも被保険者数の減によるものです。

3 款1 項1 目事務費繰入金27万1,000円の減額と2 目保険基盤安定繰入金171万7,000円の減額は、いずれも精査で、5 款1 項1 目繰越金2万7,000円の追加は前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上であります。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第13号

○議長（高橋成和） 次、日程第20、議案第13号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第13号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいませようお願いいたします。

令和4年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ559万6,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,981万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第13号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2 款使用料及び手数料11万4,000円の追加で、2,932万8,000円となります。

1 項使用料、同額であります。

3 款国庫支出金21万円の減額で、429万円となります。

1 項国庫補助金、同額であります。

5 款諸収入60万円の追加で、60万2,000円となります。

2 項雑入60万円の追加で、60万1,000円となります。

6 款町債610万円の減額で、1,300万円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が559万6,000円の減額で、1億3,981万2,000円となります。

2、歳出、1 款下水道費559万6,000円の減額で、4,763万1,000円となります。

1 項下水道整備費559万6,000円の減額で、3,791万3,000円となります。

歳出合計が559万6,000円の減額で、1億3,981万2,000円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。流域下水道事業債、370万円、220万円。公営企業会計適用債、310万円、300万円。特定環境保全公共下水道事業債450万円、全額減額であります。

事項別明細書7ページ、歳出でございます。3、歳出、1 款1 項1 目総務管理費361万6,000円の減額と2 目下水道建設費198万円の減額は、いずれも執行残等の精査であります。

次に、5 ページ、歳入であります。2、歳入、2 款1 項1 目下水道使用料11万4,000円の追加は、下水道使用料の追加であります。

3 款1 項1 目下水道事業費補助金21万円の減額は、精査であります。

5 款2 項1 目雑入60万円の追加は石狩川流域下水道組合負担金前年度精算還付金等の計上で、6 款1 項1 目下水道事業債610万円の減額は精査であります。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

#### ◎議案第14号

○議長（高橋成和） 次、日程第21、議案第14号 令和4年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第14号 令和4年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（総則）

第1条 令和4年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条及び令和4年度上砂川町水道事業会計補正予算（以下「補正予算」という。）（第1号）第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億1,812万7,000円、補正予算額160万円、計1億1,972万7,000円。

第2項営業外収益、3,280万7,000円、160万円、3,440万7,000円。

（支出）

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億1,812万7,000円、補正予算額160万円、計1億1,972万7,000円。

第1項営業費用、1億677万円、160万円、1億837万円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款資本的収入、既決予算額7,778万7,000円、補正予算額89万円減額、計7,689万7,000円。

第2項企業債、1,630万円、190万円減額、1,440万円。

第3項国庫補助金、808万1,000円、27万4,000円減額、780万7,000円。

第4項他会計補助金、191万9,000円、128万4,000円、320万3,000円。

（支出）

科目、第1款資本的支出、既決予算額1億2,731万6,000円、補正予算額89万円減額、計1億2,642万6,000円。

第2項建設改良費、2,630万円、89万円減額、2,541万円。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額「1,630万円」を「1,440万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「3,084万9,000円」を「3,244万9,000円」に、建設改良のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「191万9,000円」を「320万3,000円」に改める。

令和5年3月8日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第14号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和4年度上砂川町水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益160万円の追加で、1億1,972万7,000円となります。

2項営業外収益160万円の追加で、3,440万7,000円となります。

2目繰入金160万円の追加で、3,244万9,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用160万円の追加で、1億1,972万7,000円となります。

1項営業費用160万円の追加で、1億837万円となります。

2目原水及び浄水費160万円の追加で、2,364万7,000円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入89万円の減額で、7,689万7,000円となります。

2項企業債190万円の減額で、1,440万円となります。

1目企業債、同額であります。

3項国庫補助金27万4,000円の減額で、780万7,000円となります。

1目国庫補助金、同額であります。

4項他会計補助金128万4,000円の追加で、320万3,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出89万円の減額で、1億2,642万6,000円となります。

2項建設改良費89万円の減額で、2,541万円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書5ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費160万円の追加は、配水池水位計修繕料の計上であります。

収益的収入に参ります。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金160万円の追加は、一般会計繰入金を追加するものであります。

次に、6ページ、資本的支出に参ります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費89万円の減額は、工事費の精査であります。

資本的収入に参ります。資本的収入、資本的収入、企業債、1目企業債190万円の減額、資本的収入、国庫補助金、1目国庫補助金27万4,000円の減額、資本的収入、他会計補助金、

1 目他会計補助金128万4,000円の追加は、工事費の精査であります。  
以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。  
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 零時57分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### ◎町政執行方針

○議長（高橋成和） 日程第22、町政執行方針について議題といたします。

町政執行方針の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、令和5年度の町政執行方針を申し上げます。お手元に配付しております町政執行方針1ページを御覧願います。

はじめに

令和5年第1回上砂川町議会定例会の開会にあたり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年4月より3期目の町政運営を担わせていただいております。これまでの間、議員各位並びに町民の皆様には、町政諸般にわたり特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染症が確認されてから3年が経過し、未だ終息には至ってはおりませんが、国では本年5月からの感染法上の分類を2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ移行する方針が示されましたので、ウイズコロナ、アフターコロナという新しい時代、環境の変化に対応した施策の推進に取り組まなければなりません。

この3年間、町民の皆様には、感染予防対策などにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、国際諸情勢や円安などにより、物価高騰が続いており住民生活や事業者の経営環境などが一層厳しくなることが懸念されるため、状況を的確に捉えて住民生活の安定と地域経済活動の回復を確かなものとしていく必要があることから、現状を的確に捉えた施策の推進に努めてまいります。

本町は、人口減少や少子高齢化への課題対応のほか、地域公共交通の確保、空き家対策など新たな課題に向けた行政運営も進めなければなりません。人口減少に負けず、本町のさらなる発展に向け、すべての世代に向けた支援に力を入れ、本町の持つ豊かな自然環境、産業経済、住民生活の調和を保ちながら、健全な発展を続けていく「サステナブルなまちづくり」と移住定住の促進、関係人口の創出など地方創生の確立を目指し、町民の皆様が引き続きこの町で健康でいきいきと暮らすことができるよう、職員とともに創意工夫を重ねながら全力でまちづくりに取り組んでまいります。

本年度においても大変厳しい町政運営が想定されますが、第7期上砂川町総合計画後期

基本計画並びにデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した新しい地方版総合戦略による新たなまちづくりのランドデザインを構築し、多様性を認める社会の中、常に柔軟な発想により「ゆめと希望に満ちた上砂川町の創生」の実現に向け、諸課題に全力で取り組んでまいり所存でありますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、令和5年度の主要施策の大綱について申し上げます。

## 第一 健康でいきいきと暮らせるまち

### 1. 安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進

子育て支援につきましては、新たに設置されるこども家庭庁の理念のもと、本町におきましても、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、健やかな成長を社会全体で支え、常に子どもの視点に立った政策を推進するため、妊娠届時からの伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するとともに、新たに、産婦健康診査助成事業や産後の体調不良、育児不安等がある方に砂川市立病院での宿泊や通所による育児サポートを行う産後ケア事業の実践、また屈折異常検査器を導入し3歳児健診において弱視の早期発見等に努めてまいります。

また、全ての子どもが、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供するため、認定こども園及び児童館に登園（館）管理システムを導入するとともに、幼児教育・保育力の向上、開かれた施設運営を推進するため、子ども・子育て支援に関する専門的知識を有する方による運営委員会の設置や保護者アンケート調査、幼小連携の強化により、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進、保健の向上など、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりをより一層進めてまいります。

### 2. 地域共生社会づくりの推進

高齢者支援につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、除雪サービスや高齢者等冬の生活支援事業を継続し、在宅福祉サービスの充実を図ります。

地域見守り活動につきましては、地域の中で誰一人取り残されることがないように、包括協定などを締結した民間事業者及び社会福祉協議会など関係機関と連携し、ボランティア活動の推進とネットワークの充実に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が自立した生活を営むことができることを基本に、多様化するニーズに対応するため、広域連携による相談業務や緊急時の受け入れの調整等の支援体制を推進し、障がいのある方一人ひとりの生活を地域全体で支えるため、上砂川町障がい福祉計画に基づき各種施策の着実な実施に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、地域包括ケアシステムである住まい・医療・介護・予防・生活支援が互いに連携しながら提供される体制づくりに努め、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう高齢者の尊厳の保持や自立支援・重度化防止を図ってまいります。

認知症施策につきましては、認知症の人の意思が尊重され、生きがいをもって日常生活

を過ごせるよう、社会参加の場を広げるため自主グループの事業支援や認知症サポーター養成講座を引き続き実施するとともに、昨年度から行っている認知症カフェ事業の一環としての畑活動（畑活）では、栽培・収穫した野菜等を地域おこし協力隊が中心となって行っている「かみすながわ生活マルシェ」等へ出店するなど認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進してまいります。

### 3. 生涯にわたる健康づくりの推進

感染症対策につきましては、アフターコロナにおける感染対策を継続した各種健診を実施するとともに、町民が安全・安心に参加できる事業の実施に努めてまいります。

生活習慣病対策につきましては、早い時期からの生活習慣病の発症予防を目的に小学生から健康診査を実施し、ライフステージごとに健診内容を変更し、健診受診者には健診結果の説明を行い、町民自ら生活習慣病の重症化予防が実施できるよう支援してまいります。

また、国民健康保険及び後期高齢者特定健診につきましては、健診機関の拡充や未受診者への受診勧奨、集団健診の早期予約制度の継続により受診率の向上に努め、さらに各種健診、相談、健康教育、介護予防事業を通じて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みによる健康寿命の延伸を図ってまいります。

高齢者の健康維持につきましては、北海道医療大学と連携して実施している「楽しさプログラム事業」を引き続き地域で生活する全ての高齢者向けに、身体機能や認知能力の改善の効果・検証をするとともに、楽しさプログラムサポーターの育成を実施してまいります。

また、フレイル（高齢者の心身機能低下）予防対策につきましては、健康運動指導士による専門的な運動指導の充実を図るとともに、各地区で活動している自主活動グループの自主活動が継続できるよう支援してまいります。

## 第二 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち

### 1. 子どもたちが健やかに成長する教育の推進

新型コロナウイルス感染症による様々な影響を乗り越え、子どもたちが学びを通じて心豊かな人生を送ることができるよう、アフターコロナを見据えた多様な学びを保障するため、総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりを目指して教育委員会と連携し、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育を支援してまいります。

学校教育につきましては、一人一台のタブレット端末を有効に活用できるよう、学習支援ソフトの充実や指導者用デジタル教科書の拡充により、学校DXを学力向上へ繋げるよう努めてまいります。

学力向上対策として、英語検定費用の助成を中学3年生まで拡充するほか、現在の公設学習塾について、習熟度に合わせた指導の導入を検討してまいります。

また、保護者の求める学童保育等につきましては、既存の児童館の運営の在り方も含めて検討してまいります。

本年度から小・中学校ともにこれまでの3学期制から、前期後期の2学期制を導入することで、より長期的なスパンで丁寧に子どもたちを評価することができる学習環境を支援するとともに、小学校6年間、中学校3年間の義務教育9年間を通じたカリキュラムについて、小・中一貫教育のひとつの形である義務教育学校の在り方について、保護者、学校並びに地域と検討を進めてまいります。

その他、保護者の負担軽減を図るため、引き続き学校給食費などの全額公費負担などの施策を継続してまいります。

## 2. 生涯にわたり学べる環境づくりの推進

社会教育につきましては、小学校低学年に英語に慣れ親しむ機会を提供するため、キッズ体験くらぶ事業を拡充し、集落支援員の協力による英語教室を開設するほか、生涯各期の学習機会である各種講座などによる学習環境づくりにより生涯学習の充実を支援してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

## 第三 安全で生活環境が整ったまち

### 1. 快適で住みよい環境づくりの推進

道路整備につきましては、鶺北線の改良舗装工事と各所排水工事を実施するとともに、道路点検に基づき、年次的な道路整備計画を策定してまいります。

除排雪につきましては、冬期間における生活道路の安全・安心対策や通行確保や見通しの悪い交差点の除排雪の実施に努めるとともに、落雪等の事故防止の周知も行ってまいります。

地域公共交通につきましては、住民の日常生活に不可欠であることから、国や道に対し公共交通の確保に向けた各種支援を引き続き要請するとともに、町内を運行する乗り合いタクシーのほか、砂川市内への実証運行をしておりました特別便については、利用者の移動ニーズを踏まえ4月より「町外便」として本格運行することといたします。

水道事業につきましては、水道施設の適正な維持管理を図るため、老朽化の著しい東鶺・鶺本町地区の配水管布設替整備の更新を進め、安全・安心な水の安定供給を図ってまいります。

また、水道広域化についても検討してまいります。

下水道事業につきましては、経営状況の的確な把握等に努めるため、地方公営企業法適用への移行と下水道施設の長寿命化を図るための計画を策定するとともに、下水道未整備住宅への水洗化を促し経営の安定に努めてまいります。

住環境対策につきましては、快適な住環境を提供するため、鶺地区の屋根・外壁塗装工事や屋根葺替工事のほか、各住宅設備等の更新を実施してまいります。

また、新しい「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づいた住宅政策の推進と町営住宅の管理戸数の適正化及びストック住宅の利活用やゼロカーボン実現に向

けた住宅整備の検討を進めてまいります。

## 2. 安心安全に暮らせるまちづくりの推進

消防体制につきましては、効果的且つ効率的な消火活動の充実をはかるため、導入後34年が経過した大型水槽車を「A2級消防ポンプ」を搭載した多機能型消防車両に更新し、複雑多様化する災害対応に万全を期してまいります。

防災対策につきましては、地球温暖化による異常気象により、局地的集中豪雨などによる土砂災害等の被害が懸念されることから、道や札幌管区气象台、自衛隊、警察など関係機関と連携した避難訓練を実施し、町民の防災に対する意識の高揚に努めるとともに、引き続き避難所で使用する備品や保存食を計画的に購入してまいります。

また、アフターコロナを想定した避難所運営を図るため「避難所運営マニュアル」を適宜見直すとともに、地域防災力の強化に資する自主防災組織の結成に努めてまいります。

防犯対策につきましては、警察や防犯協会、消費者協会など関係機関と連携したあんしんスタンプカード配布事業やこどもの家110番事業を継続し、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

交通安全対策につきましては、町民の皆さんの交通安全運動への熱心な取り組みにより、本年1月21日に本町最長記録となる「交通事故死ゼロの日4,500日」を達成することができました。引き続き交通安全思想の啓発や意識の高揚を図り、交通マナーの醸成に警察や交通安全推進委員会など関係団体と連携し、令和6年6月4日の5,000日達成を目指し交通安全運動を進めてまいります。

また、高齢者の運転免許証自主返納支援事業につきましても継続してまいります。

消費者保護につきましては、特殊詐欺やインターネットでの通信販売、若年者の被害などから町民の消費の安全を図るため、消費者被害防止ネットワークや消費者協会を中心に関係機関・団体と連携強化を図り、情報の収集や対策に取り組むとともに、町広報などによる啓発活動に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、熊の出没防止としての草刈り地域を拡充するほか、目撃情報が多い区域に野生動物撃退装置の試験的導入を図ります。また、エゾシカ対策といたしましては、銃駆除のほか罠による捕獲駆除の検討、アライグマ対策といたしましては、春期捕獲に重点を置いた啓発及び箱罠の貸出を継続してまいります。

空き家対策につきましては、空き家に対する総合的な対策を進める「上砂川町空き家等対策計画」に基づく特定空き家の認定を行うとともに、空き家等の有効活用や解体を促進するための制度の創設を検討するほか、空き地についても国のガイドラインによる対策を基本とし、町民及び地域の安全・安心と生活環境の保全に努めるとともに、土地利用につきましては、各種計画との調整を図り土地の利活用を検討してまいります。

## 3. やさしい環境づくりの推進

地球温暖化防止対策につきましては、国が目指す2050年脱炭素社会の実現に向け、本日「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、上砂川町地球温暖化対策実行計画の事務事業編の改

訂と新たに区域施策編を策定し、公共施設等の再生可能エネルギーの積極的な活用やエネルギー使用の効率化などの取り組みを進めてまいります。

ごみの分別収集につきましては、引き続き衛生協力会と連携しごみの減量化・再資源化に努め、プラスチックごみなどにつきましては、広域連携などの検討を進めながら、プラスチック資源循環促進法に基づく分別や収集方法につきましても、近隣市町と情報共有し対応を検討してまいります。

共同浴場の運営につきましては、利用者数の減少と燃料価格の高騰により自主運営が非常に厳しい状況にあることから運営費の一部助成などを行いつつ、将来的な展望を見出す支援を行ってまいります。

#### 第四 魅力と活力があふれるまち

##### 1. 活力ある商工業の振興

商工業の振興につきましては、地元企業の活性化と経営安定が図られるよう、商工会議所との連携を強化しながら大型店にはない地域密着型サービス活動を支援するほか、引き続き起業する方や後継者に対する支援を実施するとともに、事業拡大に伴う設備投資に対し企業助成制度と併せ、国や道の各種支援制度を最大限に活用するなど、既存企業のさらなる育成・助長に努めてまいります。

また、物価高騰などによる経営支援については、国の物価高騰対策に注視しながら適宜状況を勘案し、地域経済の活性化に努めてまいります。

##### 2. 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進

新たな産業の構築につきましては、企業誘致に向け、道や関係機関と情報を共有するとともに、町の遊休地及び遊休施設の利活用を含めた誘致活動に努めてまいります。

労働力の確保につきましては、各町内企業とも少子化にともなう人手不足が深刻化していることから、町独自で展開する職場体験バスツアーのほか、広域連携による企業VR動画の制作、合同企業説明会の開催など企業が持つ魅力の発信に加え、必要に応じて道が企業立地向けに行っている人材確保支援事業等を活用してまいります。

##### 3. 観光資源の活用や魅力づくりの推進

観光につきましては、本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会は、町民の期待と町外からの観光入込客による経済波及効果も期待されることから、雪ん子祭りを含め、アフターコロナによる開催手法や参加者の安全確保に努めながら開催を支援してまいります。

アウトドアなど自然体験型による観光需要が高まりつつあることから、本町の魅力発見と情報発信に向け、町内各種団体のほか民間のコンサルティングの活用などにより、新たなイベントの創出を検討するとともに、観光資源の一つである旧上砂川駅舎について、老朽化が著しいことから、改修を検討し、貴重な地域資源として保全・活用を図ってまいります。

また、上砂川岳温泉「パンケの湯」の利用促進を図るための事業に対して支援してまい

ります。

魅力づくり・地域活性化対策につきましては、新たなイベントなどによる関係人口の創出を図るとともに、地域活性化対策として街並み景観のグランドデザインについて、外部アドバイザーを活用し地域おこし協力隊とともに幅広い世代の方から意見を拝聴する体制構築による魅力づくりに努めてまいります。

また、花いっぱい運動の展開による景観美化も進めてまいります。

特産品の開発につきましては、ニジマスの薫製や醤油、はちみつのほか、ウォッシュチーズも特産品として定着していることから、さらなる販路拡大とふるさと納税返礼品のPRに努めるとともに、新商品開発に対する支援を図ってまいります。

## 第五 みんなで創るまち

### 1. ともに行動するまちづくりの推進

町民が主体性を持つまちづくりにつきましては、自治会連絡協議会等と連携し地域活動を支援するとともに、高齢者、若年層、女性、児童生徒などとの連携により地域課題を把握し、まちづくりに対する機運醸成と将来に希望の持てるまちづくりを推進してまいります。

地域コミュニティにつきましては、人口減少と高齢化により活動が停滞傾向にあることから、集落支援員と一体となり自治会活動の支援に努めるほか、地域における自治の在り方について自治会連絡協議会とともに思案してまいります。

また、地域住民の活動拠点である生活館・集会所については、引き続きWi-Fi環境整備を進めるとともに、東鶴中央ふれあいセンターの老朽化が著しいことから大規模改修に着手いたします。

広報につきましては、町広報及び町ホームページにて必要となる情報を分かりやすく伝えるほか、町の公式LINEによる災害関連情報や各種行事などタイムリーな情報発信に努めるとともに機能充実と更なる有効活用を図るため、スマホ教室の継続開催による利用登録者数の増加に努めてまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、第2期下鶴分譲地ほか既存の町分譲地の販売促進に努めるため移住定住奨励金制度などこれまで進めてきた移住・定住施策や子育て支援施策などを積極的に情報発信するとともに、民間資本による賃貸住宅建設を促進してまいります。

また、「まちの駅ふらっと」は町民の憩いの場として定着していることから、多世代のニーズに対応することにより、施設を最大限に活用してまいります。

### 2. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、全世代の意識の高揚を図り組織づくりへと促すため、様々な場面で啓発や学習機会に努めるとともに、引き続き、審議会などの女性の登用率の向上を図るとともに、女性も男性も一人ひとりが自らの意思で様々な社会活動に参画する機会を確保してまいります。

### 3. 持続可能な行財政運営の推進

行政運営につきましては、行政のデジタル化や脱炭素社会など新たな行政課題や高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、職員の意識と行動の変革による住民サービスの更なる向上に努めるため、接遇及び職責に応じた職員研修などによる能力開発に努め、より信頼される役場づくりを目指してまいります。

また、自治体の情報システムの標準化・共通化の基本方針が国より示されましたので、前例にとらわれることなく業務のデジタル化を進め、マイナンバーカードの利活用も併せて検討し、住民の利便性の向上と業務の効率化を図ってまいります。

財政運営につきましては、自主財源の根幹となる町税については微増傾向ではあるものの、依然として地方交付税に大きく依存する脆弱な財政体質であることから、限られた財源を効率かつ有効に活用するため、各種施策や事業について目的や費用対効果を検証するとともに、公共性、緊急度、必要性など優先順位付けを行うなど、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、町税は重要な自主財源であることから、課税客体の適正な把握による課税、収納率の向上及び納期内納税促進のため、引き続き口座振替納税の普及を図るとともに、納税者の利便性と収納率向上を図るため、地方税共通納税システム（eLタックス）により「町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税」の電子納付を開始するとともに、令和6年度から町税及び各種使用料のコンビニエンスストアでの納付開始に向け準備を進めてまいります。

### 4. 広域連携によるまちづくりの推進

広域的な連携につきましては、行政の効率化と住民サービスの向上のため、引き続き滝川市、砂川市を中心市とした定住自立圏による医療、福祉、教育など生活機能の確保のほか、地域公共交通や人材確保等の諸課題を含め行政各般にわたる広域連携、広域行政の推進に取り組んでまいります。

以上、令和5年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げます。

冒頭で述べましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大から3年が経過し、国は新型コロナウイルスへの対応が変化し、社会正常化に向けた大きな節目を迎えようとしております。

アフターコロナを見据えた体制の構築に加え、住民生活基盤の確保と全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す「デジタル化の推進」、脱炭素社会に向けた「ゼロカーボンの推進」のほか、多様化する住民ニーズに柔軟かつスピード感をもって対応しなければなりません。

今後も、町民の皆様が引き続きこの町で健康でいきいきと暮らすことができるよう、職員とともに創意工夫を重ねながら全力でまちづくりに取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さんの町政に対するより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、第7期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださいますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で町政執行方針を終わります。

---

### ◎教育行政執行方針

○議長（高橋成和） 次、日程第23、教育行政執行方針について議題といたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し述べます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

令和5年第1回定例町議会の開会にあたり、令和5年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症による各種行動制限は緩和傾向にあるものの、感染予防対策の徹底により子どもたちの学びを止めることなく、総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代の上砂川を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身に着ける教育に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

##### （1）学習指導の充実

学校教育につきましては、令和5年度から小・中学校ともに不測の学校休業が発生しても児童生徒の評価を正しく捉えることのできるよう、2学期制を導入してまいります。また、全国学力・学習状況調査等の結果から明らかになった課題の解決に向け、学校の教職員で構成される学力向上委員会や、学校全体で学力調査結果を分析・検証し、指導方法を含めた改善点を明確にしたうえで、個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導に努めてまいります。

学力向上対策として実施しております公設学習塾につきましては、引き続き小学4年生から中学生までを対象とし、基礎学力の向上と学習の習慣化を図るほか、習熟度に応じた個別の指導に力を入れるとともに、昨年からはじめた、希望する中学3年生へのオンライン指導による受験対策も継続しながら、学力向上へ向け、児童生徒・保護者へ積極的な塾の活用を促してまいります。

朝読や漢字の書き取りを行う朝学習、小学校での夏休み学習ゼミについては継続するとともに、国語力向上のため、小中学校を通して実施している漢字検定のほか、中学生英語検定助成につきましては、全学年を対象とし、検定後の結果を分析・把握することで一層の学力向上に努めてまいります。

併せて、児童・生徒に将来の職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」、文化に触れる機会を提供する「芸術鑑賞事業」については、感染症対策を徹底しつつ実施、また、地域を支える町内企業を知ることで、将来の就業時の選択肢のひとつとなり得るよう、町内企業の見学会を実施してまいります。

家庭学習の推進につきましては、児童・生徒自らが目標を立て取り組む生活リズムチェックシートを継続することで、生活習慣の改善に努め、さらに家庭に対しては、家庭学習の心構えや大切さを印刷したクリアファイルを各家庭に配布することで家庭学習の啓発を行い、毎日宿題を出すなど学校と家庭が連携し、家庭学習の習慣化に引き続き努めてまいります。

全国体力・運動能力等調査においては、小学5年生、中学2年生を対象として実施し、優れている能力はさらに伸ばし、課題部分は改善に向けた取り組みを行うことで、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

教職員の資質向上につきましては、各種研修等への参加を促進し、教職員個々のスキルアップを図るとともに、学校全体として、研究集会や公開授業などを行い、「教師力」「学校力」の向上に取り組んでまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指し、町民参観日の実施や学校だより、SNSを活用した情報発信を継続するとともに、コミュニティスクール制度を活用し、学校・家庭・地域が一体となり子どもたちを育てる環境づくりと、地域とともにある学校運営の改善に取り組んでまいります。

児童生徒の育成につきましては、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする、「頑張った児童・生徒顕彰」制度による表彰を継続し、児童生徒のやる気を促してまいります。

英語教育につきましては、英語指導助手による中学校での正しい発音や正確な聞き取り能力の指導を継続し、小学校においても中学校と同様に英語指導助手を活用し授業を実施するとともに、認定こども園にあっても英語に慣れ親しむための取り組みを継続してまいります。

小・中学校のICT教育につきましては、ひとり一台のタブレット端末を活用し、文部科学省事業による児童生徒用デジタル教科書や、各校でのデジタル教材の活用を促進し、また、指導者用のデジタル教科書を拡充することで、教職員のICTのスキルアップを図り、さらなる学力向上と、情報化社会に対応できる人材の育成に努めるほか、ICT支援員の配置による教職員及び児童生徒の学習環境へのサポートと、学校のネットワーク環境の保守整備を継続しながらICT教育の実践を支援してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症等による学校休業時や出席停止の子どもたちの学習支援、健康観察においても積極的にタブレット端末を活用し、切れ目なく学校と家庭を繋ぐリモート授業を実施してまいります。

食材をはじめとする物価の高騰はこれまでになく大きく家計を逼迫させており、子を持

つ親の経済的負担は以前にも増して厳しい状況にありますことから、昨年度から学校給食費を全額公費助成しており、引き続き子育て世代の支援と子どもたちの健やかな成長を目指してまいります。

卒業を迎える児童生徒のアルバム購入費の一部助成、高校生がいる家庭への「高校就学費等助成事業」や奨学資金貸付制度についても、引き続き保護者負担の軽減を図ってまいります。

福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業につきましては、昨年度は実施直前のコロナ感染症拡大のため、双方協議のうねやむなく中止いたしました。今年度も感染状況を見極め、先方と協議を重ねながら児童の派遣を検討してまいります。

また、修学旅行につきましても、従前同様、保護者が負担する修学旅行経費の一部助成を継続してまいります。

特別支援教育につきましては、障がいのある児童・生徒に対し、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため小学校に特別支援教育支援員の配置や、砂川市通級指導教室等に通学している児童の保護者に対する通学費助成を継続してまいります。

小学校と認定こども園の交流事業につきましては、これまでの運動会、芸術鑑賞事業などでの交流の継続に加え、小学校入学前の基礎となる幼児教育の在り方について意見交換を重ね、幼小連携による継続した教育について検討してまいります。

国が求める中学校部活動の地域移行化につきましては、地域における指導者が皆無のため、同じような課題を持つ近隣自治体と情報交換をしながら広域での取り組みを模索・検討してまいります。

## (2) 児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」に基づき、道教委のいじめアンケートだけでなく、基本方針に基づき「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢と国の方針である「いじめの積極的な認知」により、早期発見・早期対応の取り組みに努めてまいります。

また、遅刻や欠席が増えるなど児童生徒からのサインを見逃さず、参観日などを活用し保護者面談などを行い、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校ぎみの児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり保護者面談や家庭訪問等で日常生活の動向把握と接点を保ち、道のスクールカウンセラーの活用を継続し、管理職、養護教諭を含め学校全体で児童生徒の細やかなケアに努めてまいります。

## (3) 教育環境等の整備

「上砂川町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように、交通安全をはじめ防犯、防災を含めた通学路の安全確保を図ってまいります。

また、近隣においても導入されつつある義務教育学校を含めた小・中一貫教育について

は、保護者の意向把握が不可欠なことから、メリットやデメリットを示しながら意向調査を行い、どのような形が望ましいのか保護者、学校と協議をしながら具現化に向けた検討を進めてまいります。

保護者の求める学童保育等につきましては、既存の児童館の運営のあり方も含めて担当課と協議し、検討してまいります。

その他教育支援につきましては、教材費の助成をはじめ、全国標準学力検査経費、部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛け金等の全額公費負担を継続し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

## 2. 社会教育の推進

世代に応じて自ら学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

### (1) 社会教育の充実

社会教育につきましては、第7次社会教育中期計画に基づき、乳幼児期から高齢者まで、さまざまな学習要求に応えるため、「夏休み短期子ども水泳教室」をはじめ、成人向けワークショップにて「フォトコンテスト入賞を目指す写真講座」や体育センター運動器具を活用した「フィットネス講座」を開催してまいります。

高齢者の学習につきましては、昨年に引き続き「いきいき大学～大人の社会見学」を実施し、学習機会の提供を図ってまいります。

青少年教育につきましては、「キッズ体験くらぶ」を拡充し、小学校低学年に英語に慣れ親しむ機会を提供するため、元地域おこし協力隊員の協力による英語教室を取り入れるほか、町外の施設を利用した体験活動の実施など、学校では習得できない知識見分を深めることのできるよう、魅力ある事業の充実を図ってまいります。

各町遊園地につきましては、遊具等の点検により利用者が安全安心に利用できるよう維持管理に努めてまいります。

読書活動につきましては、「ブックスタート事業」を継続するとともに、図書室の新刊図書を選定では、学校の協力のもと広く小・中学生の声を取り入れるなど、魅力的な蔵書の整備に努め、読書の一層の定着化と図書室の利用促進を図ってまいります。

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子どもの教育を推進するため、多くの町民ボランティアが学校に通う子どもたちのために様々な支援を行うことができるよう、引き続き体制の整備に努めてまいります。

成人式につきましては、本年初めて開催した「20歳のつどい」を引き続き催し、20歳の節目の歳を祝してまいります。

### (2) 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興については、町民の文化活動の中心的組織である文化協会の活動を引き続き支援していくとともに、「芸術鑑賞事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症の動向を見極め、感染予防対策を講じながら町民の皆様に鑑賞機会を提供してまいります。

上砂川町唯一の郷土芸能であります「上砂川獅子神楽」につきましては、引き続き普及活動及び指導者・後継者の育成について支援してまいります。

#### (3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会の主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力してまいりますほか、整備した体育センターの運動器具の活用についてPRに努め、町民の体力づくりと健康増進を図ってまいります。

#### (4) 施設の整備

災害時の避難所として拠点となる町民センター・体育センターにつきましては、安否確認や情報入手手段の確保のため、避難者が自由に使うことのできるWi-Fi環境の整備を図ってまいります。

各施設とも利用者が安心安全に使用できるよう、日常の点検を行い、必要に応じて補修等を施しながら維持管理に努めてまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。執行にあたりましては、冒頭申し上げたとおり、コロナ禍においても万全の体制をもって関係機関及び教育諸団体との密接な連携のもと、最善の努力をしてまいりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育行政執行方針を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日午前10時から本会議を再開いたしますので、出席のほどよろしく願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

(散会 午後 1時45分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 9 日（木曜日）午前 10 時 00 分 開 議  
午前 10 時 56 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 3 号 上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 3 議案第 4 号 上砂川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定  
について
- 第 4 議案第 5 号 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例制定について
- 第 5 議案第 6 号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定につ  
いて
- 第 6 議案第 7 号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の  
公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 8 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 9 号 上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 10 号 令和 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 10 議案第 11 号 令和 4 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算  
（第 1 号）
- 第 11 議案第 12 号 令和 4 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 13 号 令和 4 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 13 議案第 14 号 令和 4 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- ※ 議案第 3 号～第 14 号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 14 議案第 15 号 令和 5 年度上砂川町一般会計予算
- 第 15 議案第 16 号 令和 5 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 第 16 議案第 17 号 令和 5 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 17 議案第 18 号 令和 5 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第 18 議案第 19 号 令和 5 年度上砂川町水道事業会計予算
- ※ 議案第 15 号～第 19 号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第 19 予算特別委員会設置及び付託について
-

○会議録署名議員

2番 藏 根 高 史      3番 笹 木 笑 子

---

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議案第 3号 議案第 4号 議案第 5号 議案第 6号 議案第 7号  
議案第 8号 議案第 9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号  
議案第13号 議案第14号

○議長（高橋成和） 日程第2、議案第3号から日程第13、議案第14号につきましては既に提案理由及び内容の説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第3号 上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 上砂川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第3、議案第4号 上砂川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 上砂川町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第5号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第6号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 上砂川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第7号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第8号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第8、議案第9号 上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第10号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） すみません。昨日聞き漏らしたところがあったものですから、もう一回お聞きをしたいのですけれども、補正予算書の24ページ、企業開発費の中の積立金、これ産業振興基金で違う名目になるということで説明あったと思うので、その辺もう一回教えていただけますか。

○議長（高橋成和） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） 積立金のところに産業振興基金となっているのですが、これを振興公社事業開発基金に訂正をお願いしたいということで昨日説明したと思います。

○議長（高橋成和） 吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 振興公社ということは温泉という考え方でよろしいですか。

○副町長（林 智明） はい。

○副議長（吉川 洋） そしたら、その関連でお聞きしたいのですけれども、昨年も聞いたかと思うのですけれども、温泉がかなり老朽化しているということで今後の方針についてお尋ねして、何らかの対応を取るという多分答弁だったというような記憶はしていますのですけれども、現状あまりそれが見受けられないということで、水関係もかなりひどい状況になっているというふうに一般的に言うと見受けられるのですけれども、早急に何とかしないと抜本的に直さなければいけない状況になるかと思しますので、その辺の今後の予定についてどのようにお考えなのか確認をさせていただきます。

○議長（高橋成和） 林副町長。

○副町長（林 智明） 昨年そのような話をさせていただいて、全ての部分で業者のほうに見積りを徴収いたしました。金額の限度もありますので、急ぐものからということで取りあえずエアコンを早急にやって、あと外壁の部分ができるかどうか、5月の休暇が4日

間ということで、それを何日まで延ばせば対応できるかということについても今業者のほうと検討しております。

○議長（高橋成和） 吉川副議長、よろしいですか。

○副議長（吉川 洋） 分かりました。早急に対応していただかないと、あまりいい状況でないと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 振興公社の関係ですので、私から答弁するのはいかがなものかと思えますけれども、基本的に株主という立場で今のご質問に総括的にお答えさせていただきたいと思えます。

現在の温泉につきましては、平成9年にリニューアルをした建物でございます。それから相当な年数が経過して、かなり老朽化も進んでいる。これは本体、いわゆる躯体部分が特に著しく老朽化していることは事実だと思います。一部ボイラーも含めて途中途中で改修をし、行ってきた経緯はございますけれども、いずれにしてもあの温泉自体の、昨日ですか、ゼロカーボンのシティー宣言を行ったとおり、あの施設そのもののまずはLED化、それも含めた全体的な改修計画、これをつくっていかねばいけないというふうにも考えています。そのためには当然必要な財源が必要になってきます。現在の振興公社の財源では全く手をつけることができないだろうと。どうしても町民の保養施設という観点から町で何らかの財源手だてを考えなければいけない、そういうふうに思っています。そのことによって、現在の基金のほうに今回はまた積立てをさせていただきました。ただいま副町長、いわゆる振興公社の社長が申し上げたとおり、緊急性を要する部分から、まずやれるところはやる、その上で全般的な改修を行う場合については相当の期間休業しなければならないというふうにも考えておりますので、全体的なところを見ながら今後の改修計画を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの林副町長と奥山町長の答弁について、吉川副議長、何かございますか。

○副議長（吉川 洋） ありません。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） 笹木議員。

○3番（笹木笑子） 補正予算の歳入の部分なのですが、10ページです。10ページの1、民生費負担金というところで認定こども園利用者負担金ということで上がっているのですが、これについて利用者というのは町外というふうに捉えてよろしいのでしょうか、ご説明いただければと。

○議長（高橋成和） ただいまの笹木議員の質疑に対して、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） 民生費負担金の認定こども園利用料負担金でございますが、これ広域入所の部分で町外から上砂川町のこども園を利用されている方の負担金でございます。

- 3番（笹木笑子） 人数等は、内訳というのは……。
- 福祉課長（山崎数浩） おのおの内訳はないのですが、全部で3名でございます。5歳児が2名とゼロ歳児が1名の分でございます。
- 議長（高橋成和） 笹木議員、よろしいですか。
- 3番（笹木笑子） ありがとうございます。
- 議長（高橋成和） ほかに質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。  
これより討論を行います。討論ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（高橋成和） 討論なしと認めます。  
これより議案第10号について採決をいたします。  
お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（高橋成和） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第10号 令和4年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決定いたしました。  
次、日程第10、議案第11号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。  
本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。  
これより討論を行います。討論ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（高橋成和） 討論なしと認めます。  
これより議案第11号について採決をいたします。  
お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（高橋成和） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第11号 令和4年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。  
次、日程第11、議案第12号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 令和4年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第12、議案第13号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 令和4年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第13、議案第14号 令和4年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和4年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原

案のとおり決定いたしました。

◎議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、議案第15号から日程第18、議案第19号までにつきましては関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第15号 令和5年度上砂川町一般会計予算から日程第18、議案第19号 令和5年度上砂川町水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第15号から議案第19号につきまして提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第15号 令和5年度上砂川町一般会計予算から議案第19号 令和5年度上砂川町水道事業会計予算まで提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

予算書の1ページを御覧願います。初めに、議案第15号 令和5年度上砂川町一般会計予算。

令和5年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金（退職手当組合負担金に限る）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの

経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、113ページを御覧願います。議案第16号 令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,773万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月8日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、123ページを御覧願います。議案第17号 令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,747万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月8日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、133ページを御覧願います。議案第18号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

令和5年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,245万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、8,000万円と定める。

令和5年3月8日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、153ページを御覧願います。議案第19号 令和5年度上砂川町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和5年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数1,442戸
- (2) 年間給水量34万2,140立方メートル
- (3) 1日平均給水量937立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億1,598万6,000円。第1項営業収益8,256万7,000円。第2項営業外収益3,341万9,000円。

支出、第1款水道事業費用1億1,598万6,000円。第1項営業費用1億699万6,000円。第2項営業外費用889万円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,035万6,000円は、当年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入1億1,385万1,000円。第1項出資金3,095万5,000円。第2項企業債5,540万円。第3項国庫補助金2,218万8,000円。第4項他会計補助金530万8,000円。

支出、第1款資本的支出1億6,420万7,000円。第1項企業債償還金7,541万1,000円。第2項建設改良費8,879万6,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、5,540万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、8,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費2,167万円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、3,149万4,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、530万8,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、3,095万5,000円とする。

令和5年3月8日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以上、議案第15号から議案第19号まで提案理由を申し上げましたが、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第15号、令和5年度一般会計予算から議案第19号、令和5年度水道事業会計予算まで一括して内容の説明をいたします。

お手元に配付しております各会計予算の大綱を読み上げ説明させていただき、その後予算書本文に入らせていただきます。

それでは、令和5年度各会計予算の大綱1ページでございます。令和5年度予算編成方針でございます。

本町の財政状況は、第7期まちづくり計画に基づいた財政運営を行い、経常経費の節減や地方交付税の維持等により昨年度も黒字決算となり、財政健全化判断比率においても国が示す基準以下となりましたが、依然として町税等の自主財源に乏しく、地方交付税に大きく依存する財政体質であることから、引き続き効率的かつ健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

夢と希望に満ちた輝く町の創生の実現に向け、これまで展開してきた事業施策の理念を継承しつつ、誰もが安心して住み続けられるよう、また生きがいを持って輝いていただけるよう職員全員が知恵を出し合い、限られた財源の有効的活用を目指した予算編成を行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめておりますが、一般会計で29億300万円、4特別会計で5億6,785万円、合計が34億7,085万円となっております。

以下、令和5年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計予算の概要でございます。本年度の一般会計予算規模は29億300万円で、前年度比2.9%、8,080万円の増となりました。増額の主な要因は、町内住宅環境を改善するための民間企業による建設事業に助成する民間賃貸住宅建設補助事業、中央ふれあいセンター改修事業、福祉医療センター設備改修事業等によるものですが、本町の重点課題である地域公共交通の確保については、地域住民の足を守る観点から、引き続き中央バスの路線維持と乗り合いタクシーの充実化、有害鳥獣対策につきましては、住環境侵入防除のためのヒグマ撃退装置導入経費や草刈り対策経費の拡充、また国が推進する脱炭素化やDX化については、本年度より新たに担当係を設置し、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現に取り組むとともに、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組と併せて地方活性化に向け

た基盤づくりを推進してまいります。

子育て支援対策につきましては、登園管理システムや木製遊具の導入など認定こども園を中心とした各種支援を継続するとともに、学校においてはデジタル教科書や学習支援ソフトのロイロノートなどICTを活用した学習支援を図るなど、教育環境の整備充実を図ります。また、自然災害時に備え、指定避難所にWi-Fiを整備して地域の情報化を図るとともに、高齢者対策としては除雪サービスや地域包括ケアシステム推進など事業を引き続き実施するための関係予算を計上したところであります。

歳入の概要でございます。6ページも併せてご参照願います。町税は、固定資産税の増等により、前年度比5.8%増の1億7,483万3,000円としました。

地方交付税は、普通交付税で16億円、特別交付税で1億6,600万円を見込み、総額で前年度比0.5%増の17億6,600万円としました。

国庫支出金は、土木建設事業補助金などの減により、前年度比30.7%減の1億4,949万円としました。

道支出金は、参議院議員選挙費委託金などの減により、前年度比5.0%減の1億736万6,000円としました。

寄附金は、企業版ふるさと納税などの増により、前年度比1万8,990.9%増の210万円としました。

繰入金は、民間賃貸住宅建設費補助事業の拡充により、皆増としました。

町債は、公共施設等整備事業債などの増により、前年度比24.8%増の2億1,800万円としました。

歳出の概要でございます。7ページも併せてご参照願います。人件費は、議員報酬や職員の給料、諸手当など、前年度比1.4%増の7億2,820万4,000円としました。

扶助費は、障害者自立支援費など、前年度比0.3%減の3億103万9,000円としました。

公債費は、令和4年度まで借入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比5.2%減の4億684万3,000円としました。

物件費は、庁舎及び各公共施設の管理経費など、前年度比6.3%増の3億963万3,000円としました。

維持補修費は、道路維持及び公営住宅修繕など、前年度比16.6%増の1億1,593万9,000円としました。

補助費等は、各団体及び一部事務組合負担金など、前年度比12.4%増の6億558万9,000円としました。

投資的経費は、福祉医療センター設備改修事業及び中央ふれあいセンター改修事業など、前年度比5.3%増の2億60万円としました。

貸付金は、中小企業融資貸付金により、前年度比0.9%増の780万円としました。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計など4特別会計繰出金合計で、前年度比7.5%減の2億2,085万3,000円としました。

次ページであります。続きまして、各特別会計予算の概要でございます。5ページも併せてご参照願います。国民健康保険事業特別会計は、空知中部広域連合への分賦金など、前年度比5.9%減の7,773万6,000円としました。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比0.8%減の6,747万3,000円としました。

下水道事業特別会計は、下水道建設費など、前年度比1.9%減の1億4,245万円としました。

水道事業会計は、資本費の簡易水道等施設整備事業など、前年度比14.8%増の2億8,019万3,000円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては、予算審議の中で各担当よりご説明申し上げます。また、令和5年度の主要事業につきましては8ページから14ページに掲載しておりますほか、執行方針別冊にも掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、予算書本文に入ります。初めに、議案第15号、一般会計予算でございます。予算書4ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款町税1億7,483万3,000円、1項町民税8,410万1,000円、2項固定資産税5,450万円、3項軽自動車税647万3,000円、4項町たばこ税2,444万4,000円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,750万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円、3項森林環境譲与税350万円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款法人事業税交付金100万円、1項法人事業税交付金、同額であります。

7款地方消費税交付金7,010万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

8款環境性能割交付金300万円、1項環境性能割交付金、同額であります。

9款地方特例交付金10万円、1項地方特例交付金、同額であります。

10款地方交付税17億6,600万円、1項地方交付税、同額であります。

11款交通安全対策特別交付金10万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

12款分担金及び負担金67万7,000円、1項負担金、同額であります。

13款使用料及び手数料1億6,395万1,000円、1項使用料1億4,798万8,000円、2項手数料246万3,000円、3項証紙収入1,350万円。

14款国庫支出金1億4,949万円、1項国庫負担金1億4,252万8,000円、2項国庫補助金581万4,000円、3項国庫委託金114万8,000円。

15款道支出金1億736万6,000円、1項道負担金9,415万4,000円、2項道補助金700万1,000円、3項道委託金621万1,000円。

16款財産収入1,596万6,000円、1項財産運用収入1,593万5,000円、2項財産売払収入3万1,000円。

17款寄附金210万円、1項寄附金、同額であります。

18款繰入金8,000万円、1項基金繰入金、同額であります。

19款繰越金3,000万円、1項繰越金、同額であります。

20款諸収入1億211万7,000円、1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円、2項町預金利息5万円、3項貸付金元利収入780万円、4項受託事業収入1,157万4,000円、5項雑入8,268万2,000円。

21款町債2億1,800万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が29億300万円であります。

次ページであります。2、歳出、1款議会費3,708万8,000円、1項議会費、同額であります。

2款総務費3億5,794万7,000円、1項総務管理費3億2,322万4,000円、2項徴税費1,382万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費1,643万6,000円、4項選挙費309万1,000円、5項統計調査費21万6,000円、6項監査委員費115万8,000円。

3款民生費7億2,621万5,000円、1項社会福祉費6億6,410万7,000円、2項児童福祉費5,959万6,000円、3項生活保護費208万2,000円、4項災害救助費43万円。

4款衛生費1億9,351万4,000円、1項保健衛生費1億820万3,000円、2項清掃費8,531万1,000円。

5款労働費279万8,000円、1項労働費、同額であります。

6款農林水産業費647万2,000円、1項林業費、同額であります。

7款商工費4,882万6,000円、1項商工費、同額であります。

8款土木費2億8,384万4,000円、1項土木管理費1億746万4,000円、2項道路橋りょう費1億1,354万1,000円、3項住宅費6,283万9,000円。

9款消防費1億5,031万9,000円、1項消防費、同額であります。

10款教育費1億2,787万8,000円、1項教育総務費1,657万7,000円、2項小学校費4,619万円、3項中学校費4,512万9,000円、4項社会教育費680万9,000円、5項保健体育費1,317万3,000円。

11款災害復旧費10万円、1項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費4億455万円、1項公債費、同額であります。

13款職員費5億6,044万9,000円、1項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が29億300万円であります。

第2表、債務負担行為。事項、上砂川テレビ中継局放送機更新事業、期間、令和5年度から令和7年度まで、限度額、総額4,440万円以内。

次ページであります。第3表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策、800万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とす

る。)、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

過疎地域持続的発展特別事業、5,250万円、同上、同上、同上。

指定避難所デジタル環境整備事業、360万円、同上、同上、同上。

福祉医療センター設備改修事業、5,440万円、同上、同上、同上。

中央ふれあいセンター改修事業、4,560万円、同上、同上、同上。

町道鶉北線道路改良舗装事業、1,190万円、同上、同上、同上。

町道鶉北線雨水側溝布設替事業、970万円、同上、同上、同上。

鶉若葉改良住宅屋根外壁塗装事業、1,690万円、同上、同上、同上。

鶉若葉台団地屋根葺替事業、1,540万円、同上、同上、同上。

合計2億1,800万円。

次に、議案第16号、国民健康保険特別会計予算でございます。114ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款国民健康保険税2,331万6,000円、1項国民健康保険税、同額であります。

2款使用料及び手数料1万2,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金3,263万4,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入2,177万4,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項雑入2,177万3,000円。

歳入合計が7,773万6,000円であります。

次ページであります。2、歳出、1款総務費7,758万6,000円、1項総務管理費7,630万6,000円、2項徴税費128万円。

2款諸支出金5万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が7,773万6,000円であります。

次に、議案第17号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。124ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料4,092万1,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金2,633万7,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入21万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入21万1,000円。

歳入合計が6,747万3,000円であります。

2、歳出、1款総務費168万9,000円、1項総務管理費47万2,000円、2項徴収費121万7,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金6,547万4,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3 款諸支出金21万円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

4 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が6,747万3,000円であります。

次に、議案第18号、下水道事業特別会計予算でございます。134ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款分担金及び負担金1万8,000円、1 項受益者分担金、同額であります。

2 款使用料及び手数料2,870万円、1 項使用料、同額であります。

3 款国庫支出金280万5,000円、1 項国庫補助金、同額であります。

4 款繰入金9,412万5,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

5 款諸収入2,000円、1 項延滞金及び過料1,000円、2 項雑入1,000円。

6 款町債1,680万円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が1億4,245万円であります。

2、歳出、1 款下水道費5,040万5,000円、1 項下水道整備費4,060万2,000円、2 項下水道維持費980万3,000円。

2 款公債費9,194万5,000円、1 項公債費、同額であります。

3 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が1億4,245万円であります。

次ページであります。第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。流域下水道事業債、500万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

資本費平準化債、390万円、同上、同上、同上。

公営企業会計適用債、510万円、同上、同上、同上。

特定環境保全公共下水道事業債、280万円、同上、同上、同上。

次に、議案第19号、水道事業会計予算でございます。156ページをお開き願います。令和5年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1 款水道事業収益1億1,598万6,000円、1 項営業収益8,256万7,000円、1 目給水収益8,242万5,000円、2 目その他の営業収益14万2,000円。2 項営業外収益3,341万9,000円、1 目受取利息及び配当金2万円、2 目繰入金3,149万4,000円、3 目他会計負担金185万5,000円、4 目雑収益5万円。

収益的支出、1 款水道事業費用1億1,598万6,000円、1 項営業費用1億699万6,000円、1 目原水及び浄水費2,230万5,000円、2 目配水及び給水費847万1,000円、3 目業務費147万6,000円、4 目総係費2,437万8,000円、5 目減価償却費4,957万8,000円、6 目資産減耗費77万8,000円、7 目その他の営業費用1万円。2 項営業外費用889万円、1 目支払利息及び

企業債取扱費395万7,000円、2目雑支出43万4,000円、3目消費税及び地方消費税449万9,000円。3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入1億1,385万1,000円、1項出資金3,095万5,000円、1目負担区分に基づかない出資金、同額であります。2項企業債5,540万円、1目企業債、同額であります。3項国庫補助金2,218万8,000円、1目国庫補助金、同額であります。4項他会計補助金530万8,000円、1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1億6,420万7,000円、1項企業債償還金7,541万1,000円、1目企業債償還金、同額であります。2項建設改良費8,879万6,000円、1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長からご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### ◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（高橋成和） 次、日程第19、予算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第15号から議案第19号までについて、委員会条例の規定により7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第19号までにつきましては、7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員7名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思っておりますが、

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には越前議員、副委員長には笹木議員を指名いたします。

---

#### ◎休会について

○議長（高橋成和） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日10日から12日までの3日間、議案調査等のために休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、10日から12日の3日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の10日につきましては午前10時より常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、13日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席のほどよろしく願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時56分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子

第 1 回 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

令和 5 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 3 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 1 時 3 4 分 散 会

○議事日程 第 3 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 町政執行方針に対する質疑

第 3 教育行政執行方針に対する質疑

第 4 一般質問

（追加日程）

第 5 議案第 2 0 号 権利の放棄について

---

○会議録署名議員

2 番 藏 根 高 史                      3 番 笹 木 笑 子

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、林保健予防担当課長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎町政執行方針に対する質疑

○議長（高橋成和） 日程第2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

---

### ◇ 藏 根 高 史 議 員

○議長（高橋成和） 初めに、2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 町政執行方針の第3、安全で生活環境が整ったまち、安心安全に暮らせるまちづくりの住宅解体、改修費用の助成についてお伺いいたします。

令和5年度町政執行方針において空き家の有効活用や解体を推進するための制度創設を検討するとの文言が明記され、放置空き家問題を解決するきっかけができたものと大変うれしく感じております。また、一日も早く制度が確立されますよう強く望んでいるところであります。

現在本町においては築40年から50年、あるいはそれ以前に建築されたと推測される老朽化した個人所有の住宅が多数存在し、そこに居住しておられる方の多くは年金で生活されている高齢者の方がほとんどです。その中には老朽した住宅ゆえ破損が生じても修理に多額の費用がかかることで不具合を我慢しながら暮らしている人が少なくありません。また、屋根の塗装ができず、今冬のような大雪で屋根に雪が積もり、家屋倒壊や落雪事故にもつながりかねません。ある方は、所有住宅の破損による不具合が限界と感じ、町営住宅への入居を申込みしたところ、期間的有余はあるものの空き家家屋の解体が条件になっていると告げられたそうです。後の解体費用を捻出する当てもなく、それならいっそ親族のいる他市町村への転出を考えているとのことでした。一例ではありますが、人口流出にもつな

がりかねない事態と感じております。

第7期総合計画に盛り込まれております高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる町づくりの一環として、住み慣れた住宅で誰もが長く住み続けられるよう住宅改修費用の一部を助成する体制が解体を推進するための制度とともに必要であると考えます。この件につきましてご見解をお願いいたします。

続きまして、第4、魅力と活力があふれるまち、観光資源の活用や魅力づくりの推進、花いっぱい運動の活動についてお伺いいたします。身の回りにある花や緑は、心に潤いと安らぎを与えてくれます。また、花や緑で町を彩ることは、そこで暮らす者はもとより本町を訪れた人々にも潤いや安らぎを与え、人の温かさを感じさせることから、とてもよい取組だと感じております。加えてごみのポイ捨てや不法投棄の予防にもつながるものと考えられます。

前年の町政執行方針にも花いっぱい運動の展開による景観美化を進めるとの文言がありました。私の不勉強ではあると思いますが、前年どこでどのようにこの活動が行われていたのか感じるできませんでした。この運動による景観の美化は、町民一人一人の自覚や協力体制が不可欠であり、住民総参加の運動にしていくべきだと考えております。例えば規模の大小は別として、花壇、花畑を有した町民が集える公園を町なかに造るといったような目玉的のものがあつたほうが町民の皆さんにも周知しやすく、協力も得られるのではないかと考えております。ご見解いかがでしょうか。令和5年度花いっぱい運動をどのように展開する予定であるのか併せてお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの2番、藏根議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 2番、藏根議員の1件目のご質問、住宅の解体、改修費用の助成についてお答えいたします。

空き家問題につきましては、全国的な人口減少に伴い、各自治体において共通する問題となっており、国においてもこの空き家対策を講ずるため空き家対策特別措置法の改正が予定されており、特定空家等になるおそれのある空き家等を管理不全空家等として指導、勧告することができ、勧告を受けた管理不全空家等の敷地は固定資産税の住宅用地特例が解除されることが3月3日に閣議決定されたところであります。

ご質問の住宅解体費の助成についてであります。町政執行方針においても申し上げておりますとおり、空き家の有効活用を図るとともに、解体を促すため既に実施している市町村の例も参酌し、制度設計を検討することとしております。できるだけ早い時期に制度を創設したいと考えております。ただし、解体後の空き地の管理という新たな課題も生じますので、空き家及び土地の所有者としての責務として空き地の管理についても明確にさせていただく必要があるものと考えております。

また、住宅の改修費助成については、介護認定を受けていない高齢者等に対し、手すり等の改修費用の助成を行っております。それ以外の制度につきましては、耐震改修診断及

び耐震工事、バリアフリー化工事のほか、脱炭素化を促進するために太陽光発電システム設置工事や省エネルギー工事等を含めた助成制度については検討を進めたいと考えておりますが、一般的な住宅修繕につきましては原則所有者の責務となり得るものであり、公費による助成がそれになじむものなのか慎重に検討する必要があると考えているところでありますが、他市町村で参考となる事例があれば検討することを申し上げます。

続きまして、2件目のご質問、花いっぱい運動の活動についてお答えします。花いっぱい運動につきましては、町の魅力づくりの一環として快適な地域環境と景観美化を図る観点から、その取組を進めるべく町政執行方針に掲げ、公共施設や観光施設のほか役場庁舎の周りに樹木や花を植栽することを検討してまいりましたが、維持管理や人手不足の問題、さらには鹿による食害への対策が課題となっており、去年は炭鉱館やまちの駅ふらっと、シェアハウスを中心とした花壇整備及び商工会議所青年部が行うエチゼンスイセンの植栽事業に対する支援など限定的な取組になっているのが現状であります。本町においては、これまで町花である芝桜フェスティバルやエゾヤマザクラの植栽、道道沿線の花壇整備など全町的に花いっぱい運動を推進した経緯がございますが、ボランティアの町民有志の方々の高齢化とともに活動が衰退し、現在では協働での活動が難しい状況に直面しております。

議員ご提案の花壇を目玉とした公園の新設につきましては、別途主要事業で掲げる外部アドバイザーを活用した町並み景観に関するランドデザインを構築する中で、現在の児童公園の活用も含め検討を進めたいと思っておりますが、前段申し上げた植栽後の維持管理問題を抱える中で本事業を継続するためには多くの方々のご理解とご協力が不可欠であることから、まずは現在活動されている団体等を支援するとともに、このような活動が全町に広まるようその後押しをするなど、できることから一歩ずつ進め、住民参加型の取組につながるような事業構築を目指してまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（藏根高史） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 伊 藤 充 章 議 員

○議長（高橋成和） 次、6番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（伊藤充章） 本定例会においてさきに通告いたしました町政執行方針の第5、みんなで創るまち、3、持続可能な行財政運営の推進、マイナンバーカードの利活用についてご質問させていただきます。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する社会基盤として制度化され、それに伴いマイナンバーカードが交付されることとなり、現在様々な施策で個人へ取得を促しているところでございます。その交付状況は、本年1月末時点で全国的に見ると60%を超える状況でございます。

さて、このマイナンバーカードでできることですが、個人番号を証明できる、本人確認ができる、身分証明書になる、健康保険証として利用できる、銀行や証券口座開設等の民間のオンラインサービスで利用できる、e-Taxなどの行政手続がオンラインでできる、コンビニなどで住民票や印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できる、また将来的に運転免許証としての機能も付与することを検討されるなど様々なメリットがあります。ですが、現在のところ我が上砂川町ではコンビニなどで公的な証明書を取得できるサービスについてはまだ提供されておりません。近隣市町においてこのサービスを提供しているのは、現在のところは砂川市と美唄市のみでございます。また、北海道内の市町村においても、このサービスが提供されているのは32の自治体のみでございます。このことから察するに、この公的な証明書をコンビニ交付するサービスの導入にはなかなか難しい、もしくは厳しいハードルがあると推察しております。

執行方針には自治体の情報システムの標準化、共通化の基本方針が国より示され、前例にとられることなく業務のデジタル化を進め、マイナンバーカードの利活用も併せて検討し、住民の利便性の向上と業務の効率化を図るとあります。将来的には公的証明書のコンビニ交付にも対応していくことと思っておりますが、まだそれに対応していない現在において、仕事をしている方にとって公的証明書を交付してもらうために平日に役場に来ることはなかなか難しいことであり、仕事を休んだり早退したりなどしないと役場には来られないのが実情ではないかと思っております。そのことから、住民の利便性向上のためにマイナンバーカードを取得している方に対して公的証明書のコンビニ交付サービスに対応することは急務ではないかと考えております。このことについてご見解をお伺いいたします。

**○議長（高橋成和）** ただいまの6番、伊藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

**○町長（奥山光一）** 6番、伊藤議員のご質問、マイナンバーカードの利活用についてお答えいたします。

マイナンバーカードを利用し、住民票や印鑑登録証明書等を全国のコンビニエンスストア等で取得できるコンビニ交付事業につきましては導入に向け検討を重ねておりますが、導入に当たりましてはシステムの構築、セキュリティー対策などの初期導入のほか、ランニングコストと多額の費用を要することから、いまだ導入に至っておりません。導入経費が比較的少ない国の構築システムである自治体基盤クラウドを利用した場合でも導入経費、運営経費、運営負担金合計で2,000万円以上を要し、さらにこのシステムで発行可能な証明書は住民票と印鑑登録証明書のみで、令和5年度には税証明が追加される予定でございます。しかしながら、戸籍事項証明書の追加予定時期については未定となっております。

戸籍の発行まで対応する場合については別なシステムを構築することになり、令和3年度に事業者から徴した見積りではありますが、導入経費だけで2,000万円を超え、さらにランニングコストである年間クラウド利用料や負担金等で約450万円、これらのほかにコンビニ事業者等への委託手数料や証明発行機能の利用料の経費が発生いたします。これらの経

費に対する財源としては、初期導入経費への一部助成はありますが、維持経費を含め大部分の経費が町負担となり、依存財源に委ねる町の財政状況を鑑みたとき、導入時期については慎重に検討せざるを得ない状況であります。しかしながら、今後のデジタル化を進める中で先行している事例を参照し、自治体基盤クラウドでの戸籍証明書の発行可能時期等も見極めながら導入を進めていきたいと考えております。

なお、議員ご指摘の日中に証明書の交付のために来庁が難しい方への対応策といたしまして、事前にご連絡をいただければ夜間の受付等可能な範囲で対応してまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○6番（伊藤充章） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 越 前 等 議 員

○議長（高橋成和） 次に、5番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（越前 等） 町政執行方針についてお聞きします。

健康でいきいきと暮らせるまちについて。地域共生社会づくりの推進として障害者福祉について言及があった。障害のある方が自立した生活を営むことができることを基本に、多様化するニーズに対応するため、広域連携による相談業務や緊急時の受入れ調整などの支援体制を推進し、障害のある方一人一人の生活を地域全体で支える上砂川町障害者福祉計画に基づき各種施策の着実な実施を努めていくこととあります。

北海道ろうあ連盟のホームページによると、手話言語条例は北海道が2018年度に制定、そして道内23市5町が制定している。上砂川町でも手話講座の開催などの取組を行ってきたことから、手話言語条例の制定を検討すべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの5番、越前議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 5番、越前議員のご質問、健康でいきいきと暮らせるまちについてお答えいたします。

初めに、手話は言語として平成18年に国際連合で採択され、日本では平成26年に批准し、この条例の趣旨を反映し改正された障害者基本法において、全ての障害者に可能な限り手話を含む言語、その他のコミュニケーションのための手段についての選択と利用の機会が確保されることが求められると規定されております。道内においては平成30年4月に赤平市をはじめ23市5町が独自に条例を制定しております。

本町といたしましては、町内の様々な学習要求に応えるため、教育委員会主催で平成30年から令和2年までの3か年で町民センターやまちの駅ふらっとにおいて手話講座を69回開催し、小学生から80代の方まで幅広い世代の方が受講されております。また、令和3年

度には町身障福祉協会の事業で手話体験教室を実施するなど、住民が手話を理解し、親しむことのできる機会を提供してまいりました。

議員ご質問の手話言語条例の制定についてであります。今後も様々な機会を通じて手話を学習する機会や聴覚障害者のコミュニケーションツールとして手話の普及に努めるとともに、条例の制定につきましては近隣自治体の状況を鑑みながら検討してまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○5番（越前 等） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次に、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 町政執行方針第5、みんなで創るまち、3、持続可能な行財政運営の推進から自治体DX、デジタルトランスフォーメーション推進計画について質問をいたします。

令和3年9月にデジタル庁が発足し、デジタル社会の実現に向けた取組が加速されています。豊かな国民生活と誰一人取り残さない社会の実現のためという理念の下、地域の課題解決に資するデジタル化を推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会の構築を目指すものとしています。一方、自治体に対してもDXへの取組を求めており、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容及び支援策等が取りまとめられ、令和2年12月に自治体DX推進計画が、また令和3年7月には自治体DX推進手順書が策定され、デジタル社会の構築に向けた自治体の取組がまとめられました。こうしてDX推進計画の策定によってデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげるとしています。本計画は、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえて取り組む必要があることから、各自治体においてDX推進計画の策定が進められています。町政執行方針に、前例にとらわれることなく業務のデジタル化を進めとありますが、本町としてのDX推進計画策定の見通しについてお伺いします。

次に、推進体制の整備及びデジタル人材の確保と育成の取組についてお伺いします。自治体DX全体手順書では、DXの推進体制を整備するに当たっては組織、人材の両面からの検討が必要であるとの記述があります。全庁的、横断的な推進体制の構築やデジタル人材の確保、育成が求められ、役割に見合った職員を適切に配置されるよう人材育成の取組が重要となっています。特に十分な知識、スキルや経験を持つ人材の配置は推進体制の整備には必須とされています。一方、4月1日からは役場組織の機構見直しにより、DX推進専任部署としてデジタル推進担当係が新設されます。本町のDX推進の司令塔としての役割を十分に果たしていただきたいと考えますが、今後の推進体制の整備及びデジタル

人材の確保、育成の取組について見解をお伺いいたします。

次に、窓口業務のデジタル化の推進について質問します。地域におけるデジタル田園都市国家構想の実現に向け、デジタル実装に取り組む自治体の中で全国的に注目されているのが北見市役所の書かない窓口です。住民の本人確認を行い、職員の聞き取りによって申請書を書かずに住民票などの交付が受けられます。申請時の負担軽減、また書き損じや複数申請の際に何度も同じ内容を記入する手間が省けることで手続き時間の短縮や職員の業務の効率化につながり、窓口業務の支援として大きな成果を上げています。国は、この書かない窓口を好事例として横展開しておりますが、書かない窓口の導入を視野に入れた窓口業務のデジタル化の推進について見解をお伺いして終わります。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 4番、小澤議員のご質問、持続可能な行財政運営の推進についてお答えいたします。

初めに、3件5点について多岐にわたり質問されており、また先ほどの伊藤議員のご質問にも関連いたしますので、この件に関しましては一括お答え申し上げます。自治体DXにつきましては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針で示されたビジョン、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化の実現のために、自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させることを目的としております。当然本町においても国の推進手順に沿ってできることから始めており、デジタル化担当につきましては既に令和4年1月に、兼任ではありますが、1名配置し、本年1月開催の第1回臨時会において説明、議決いただきました4月1日付役場組織の改編に当たり、総務課内にデジタル推進担当係を新たに設け、専任職員を配置することとしております。これは、この自治体DXを推進するためには一部の間人だけで自治体DXを進めようとしてもスムーズに進まないこともあり、またデジタル化についてデジタル推進担当係が中核となり、若手職員も含めたワーキンググループの設置など、全庁横断的なDXの推進体制を構築するためのものであります。

本町のDX推進計画策定につきましては、現在上砂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略にDX推進体制の構築などを盛り込み、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定することとしておりますことから、町の総合計画、総合戦略をデジタルの面からも補完するDX推進方針の策定を今年度中に策定することとしておりますが、DX推進としましては、ご承知のとおり既に町の公式ラインを立ち上げており、町からの情報伝達を始めております。また、子供、介護など一部の行政手続につきましては、本年4月よりこの公式ラインによるオンライン申請が行えるよう環境構築を進めているところでもあります。

デジタル人材の確保と育成の取組につきましては、ただいま申し上げたとおりデジタル担当を配置するほか、議員各位にもご案内しておりますが、通信事業者によるDX研修会

を3月17日に開催し、その後も適宜開催しながら、業務改善力やデジタル技術力などの育成体制に応じた研修カリキュラムを設定し、職員の能力、資質向上に向けた職員研修を進めるとともに、住民の皆様には引き続きスマートフォン教室を開催し、公式ラインアプリの活用なども進めてまいります。しかしながら、職員のデジタル化の知識については十分でないことは事実であります。外部の人材登用も必要と感じており、国の人材派遣支援も活用したいところですが、人材不足のため小規模基礎的自治体への人材派遣は厳しいところであり、通信事業者やベンダーに協力をいただきながら、繰り返しとなりますが、さらに職員研修を開催し、職員全体のデジタル知識の底上げをしたいと考えております。

また、窓口業務のデジタル化の推進についてであります。北見市において窓口業務支援システムを活用した書かないワンストップ窓口を実施し、住民申請時における負担軽減や時間短縮などに成果を上げているとの事例が紹介されているところから、既に窓口支援システム等を活用した書かない窓口の導入を実施している岩見沢市へ昨年10月に担当職員による視察を実施しております。本町においても、窓口業務支援システムを導入することで来場時の住民の負担軽減や時間短縮にはなると思いますが、システム導入に当たって多額の経費を要すること、来庁者数、庁舎の規模を比較した場合、現段階では本町の人口規模での大きな効果は期待できないものの引き続き導入を検討してまいります。現在住民課窓口を中心に申請書の記入が分からない方へ職員が聞き取りをしながら代筆等による申請書類を作成し、署名欄の自署のみとし、住民の負担軽減を図っておりますので、これらにつきましては引き続き実施してまいります。

なお、国においてはガバメントクラウド上に複数事業者による窓口DXに資する機能を提供し、地方自治体はその機能を選択して利用することで自治体窓口DXに取り組みやすくなる窓口DX SaaSの現在構想中であり、令和5年夏以降に提供する動きもあることから、住民の利便性の向上のため引き続き国や近隣市町の動向を注視しながら導入時期の検討を続けてまいります。

自治体DX推進の課題も多くあります。デジタル弱者への対応、伊藤議員のご質問でもお答えいたしました。システム導入経費や維持費など多額の費用を要するため、DX推進のための財源の確保、さらには住民の利便性を向上する一方で個人情報保護のためのセキュリティ対策、職員にはデジタル技術やデータの活用が当たり前となる業務に対応するためのデジタルリテラシーの向上、自らの業務をよりよいものに変革していくマインドセットの習得も必要と考えております。いずれにいたしましても、本町においては長期的な計画を立て、まず身近な業務を少しずつ効率化することから始めるスモールスタートで成功体験を重ね、課題をクリアし、トライアンドエラーを繰り返しながら推進することが重要であることが自治体DXの推進に当たっての私の見解でありますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） 今町長のほうから答弁があったように、3月17日のセミナー、勉強

のため私もしっかりと参加してまいりたいと思っております。

1点だけ質問させていただきます。本町のDX推進計画、今答弁でスモールスタートでがっちりやっていくという答弁でありましたけれども、計画の対象期間、令和5年度から何年かけて取組を考えておられるのか質問したいと思います。

○議長（高橋成和） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 行政といたしましては、計画期間につきましては国のほうで示される標準システム、これがたしか令和7年でございますので、その段階でまず庁舎内の行政システムを標準化するということになるかと思えます。また、それ以外の部分にも関わってきますし、大変申し訳ありませんが、議会に対しましては議会のDXというのをどういうふうに進めていくのか、その部分も重要になってくると思えます。一方で、住民に対しては、あくまでも住民サービスという部分で強制はできない部分もあると思えます。

各種行政のみならず、各業界全てが今DXの推進が求められております。この情報については常に総務省のほうでも進めておりますけれども、常に改訂版が出されてきますので、その状況、昨年も私自身5月と11月に総務省の担当課長補佐のところに行き、直接国の動きを聞いてきております。その情報については担当課のほうにも流しておりますけれども、国のほうもなかなか進んでいないのも事実ではないかなというふうに思っています。いずれにしても、まずは行政の標準化システム、ここに向けて、何度も繰り返しますが、できることからする必要はあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質疑があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） 終わります。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針に対する質疑を終了いたします。

---

#### ◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（高橋成和） 次、日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思えます。

---

#### ◇ 笹木笑子 議員

○議長（高橋成和） 初めに、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 1、学校教育の推進、学習指導の充実、そこにスタートカリキュラムの編成、実施についてお伺いいたします。

質問の前にスタートカリキュラムについて確認させていただきます。スタートカリキュラムとは、幼児教育と小学校教育の連続性の視点から、遊びや生活を通し総合的に学ぶ幼児教育から単元、単位時間の中で学ぶ小学校の学習や生活にスムーズに適應できるように

小学校が作る1年生の小学校入学当初の時間割のことです。

それでは、質問に移ります。このたびの教育執行方針において、幼小連携について小学校とこども園の交流から一步踏み込み、こども園の幼児教育と小学校教育の接続について示されました。こども園と小学校での過ごし方のギャップによる小1プロブレムの防止、子供の発達や学びの連続性を保障されることと期待しているところです。具体的な内容については既にイメージされていると考えますが、スタートカリキュラムの編成、実施することも有効かと考えます。スタートカリキュラムは、遊びや生活から学ぶこども園の要素を取り入れたり教科を横断的に行うなど、座学中心の小学校に自然になじめるように双方の考えや思いを反映させ、工夫することです。入学したばかりの児童に学校って楽しいな、勉強って楽しいなという学校生活に対する安心感と意欲をもたらし、学びに向かう力、生きる力につながると考えます。

幼児期は、人間の基礎、基本が培われ、近い将来勉強ができるようになるための土壌を深く耕していく時期と言われています。やる気や協調性、思いやりなど数値で表せない非認知能力を育てることが大切な時期です。幼児期に培われた非認知能力が基礎学力や自己肯定感につながるとも言われています。このたびの幼小連携が学力低下を幼児教育に転換する早期教育や小学校教育の前倒し、準備教育では、むしろ将来の勉強嫌い、自己肯定感の低下につながるとの研究も出ています。スタートカリキュラムの編成、実施も視野に、教育委員会が幼小連携にどのようなイメージを持っておられるのかをお聞かせください。

**○議長（高橋成和）** ただいまの3番、笹木議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

**○教育長（飯山重信）** 3番、笹木議員のご質問、1、学校教育の推進、（1）、学習指導の充実、スタートカリキュラムの編成、実施についてお答えいたします。

幼小が連携し、切れ目のない学習指導、生活指導を継続することは大変重要であると認識しており、執行方針で述べましたとおり、小学校入学前の基礎となる幼児教育の在り方につきましては、幼児教育を行う幼稚園機能を有している認定こども園での教育課程の編成に教育委員会と小学校が関わり、認定こども園卒園時から小学校入学に当たり最低限身につけておかなければならない事柄につきまして、認定こども園と連携しながら議員ご指摘の非認知能力の育成を盛り込んでいくことで小1プロブレムの解消や学びに向かう力が培われていくものと考えております。

現在小学校では入学当初に自分の名前の読み書きや鉛筆の持ち方、言葉の意味がある程度理解できることなど、無理なく基礎を指導するスタートカリキュラムの時間割を入学後3週間かけて実施しております。認定こども園においては、子供たちがスムーズに小学校に適応していくため、遊びを通して話す、聞く、読む、書くなど学びの芽生えを大切にしながら指導を行っており、本年度は小学校管理職が認定こども園へ出向き、さらには認定こども園で今年度発足させます認定こども園等複合施設運営委員会とも連携し、指導方針に携わることで今の年長児が令和6年度の入学からステップアップできるよう双方で連携しな

から検討を進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のやる気や協調性、思いやりなど数値で表せない非認知能力については、幼稚園教育要領の中に教育目標として生きる力の基礎となる心情、意欲、態度が掲げられており、遊びや先生、友達との触れ合いの大切さが指摘されているところです。特に幼少期には非認知能力が伸びやすいとも言われておりますので、先ほど説明した学びの芽生えを大切にした指導に併せて運営委員会や小学校の先生方のアイデアを取り入れながら非認知能力を高め、総合力アップを目指したいと考えております。いずれにいたしましても、小学校と認定こども園双方が連携し、幼児期の教育から小学校教育へと子供の発達に応じたスムーズな移行ができるよう基礎づくりを進めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 今回の答弁聞かせていただきまして内容については了解したのですが、確認させてください。

スタートカリキュラムという文言という形ではないけれども、その要素を含んだカリキュラムを作るということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋成和） 飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 説明させていただきましたけれども、小学校においては入学時から約3週間かけて自分の名前が書ける、鉛筆の持ち方など、既にスタートカリキュラムを導入しているというところで、今後、先ほど説明させていただきましたが、小学校の先生方や運営委員の中でまたスタートアップカリキュラムの中身の再検討などもしていきながら、よりよい方向にスタートアップカリキュラムも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質疑があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 石 田 浩 二 議 員

○議長（高橋成和） 次に、1番、石田議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（石田浩二） 教育行政執行方針、1、学校教育の推進、（2）、児童・生徒の指導について質問させていただきます。

いじめ問題は、早期発見が早期解決になると思います。そこで、上砂川町いじめ防止等基本方針に書かれている内容では、学校内外にかかわらず、いじめが行われることのないように目指していくことがとても重要であり、町、学校、地域、家庭の連携をしていじめを克服するとあります。また、定期的なアンケート調査をして相談しやすい体制、日頃から学校や教育委員会と担当者間の情報交換、被害者、加害者児童生徒の保護者へ連絡し、解決に向けた取組などに理解と協力を求めると書かれておりますが、実際には加害者保護

者の理解不足や認識が甘いと感じる方がいるのが実情でありますし、被害者保護者は不満に思っている方もいると聞いております。子供の教育については保護者の責任が最も大きいとありますが、もっと頻繁にいじめ対策会議等やアンケート調査を行い、一人でも多く被害者児童生徒をなくすようにして行ってほしいです。

さらに、ふざけてハンドサインで侮辱行為をしている児童生徒やSNSでの返信が遅いことを不満にしたり、短時間に連続してメッセージを送って受け取り側の時間を無視した行為もいじめに該当するとして、学校からの指導や保護者への周知もするべきです。これからは学校からの情報共有も当然であります。PTAと教育委員会との情報交換や聞き取りも行っていくべきだと私は思います。そして、児童生徒が授業妨害のない気持ちのよい授業体系をつくり出し、安心して登校できるように、さらには不登校児ゼロ名に向けていじめ対策を積極的に行ってほしいです。

そこで、町にお聞きしますが、いじめ問題はとても繊細であり、完全解決には時間がかかることがあります。現在上砂川町いじめ防止等基本方針をどの程度運用しているのでしょうか。それでは、教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

**○議長（高橋成和）** ただいまの1番、石田議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

**○教育長（飯山重信）** 1番、石田議員のご質問、1、学校教育の推進、（2）、児童・生徒の指導についてお答えいたします。

いじめにつきましては、どのような理由があっても決して許されないという認識の下、学校におきましては全教職員が改めていじめの定義を再確認すること、どの子供にも、どの学校にも起こり得るもの、いじめを積極的に認知することを確認し、事案が起きた際は第1に被害児童生徒を守る観点から居場所の確保、心のケアには担任のみならず管理職や養護教諭、スクールカウンセラーなどが対応に当たり、学校全体が一丸となって取組に当たることとしております。

いじめの実態アンケートは、北海道教育委員会により全ての小中学生を対象として、いじめを受けたことがある、もしくはいじめを見たことがあるなどの設問により年2回実施しており、令和4年度の当初の結果においては悪口を言われた、軽くたたかれた、手をペンでつかれたなどの回答があったものの生命や財産に関わる重大なケースは確認されないものの、学校においては一つ一つ関係した子供へ丁寧な事実確認を行い、場合によっては保護者も交え、必要に応じた適切な指導に努めております。

ご指摘の加害保護者の理解不足と認識の甘さ、また被害保護者の不満に対しましては、学校全体で危機感を持って関係者の聞き取りを行い、その結果を保護者へ丁寧に説明を行うなど双方が理解できるよう粘り強く対応することとし、事案によっては教育委員会が積極的に関わり、さらに学校や教育委員会だけでは対応が困難な事案が発生した場合には道教委と専門家が連携した緊急支援チームの派遣や助言を要請することを検討していき、いじめ解決と再発防止に向けた取組に努めていくこととしております。

また、町においては本年度、上砂川町いじめ問題対策連絡協議会を改編、立ち上げており、重大ないじめ事案が発生した場合にも速やかに招集し、今後の対応について関係機関等と情報を共有し、意見や助言を求めることとしております。

ご質問の上砂川町いじめ防止等基本方針であります。いじめ防止に関する基本的な考え方や町が実施する施策と学校が実施する施策、重大事態への対処を定めており、また各学校におきましても個々に基本方針を定めており、ただいま述べました対応等の全てはこれらの方針に基づき取組を進めることとしております。

さらに、不登校児童につきましては、夜遅くまで起きて朝起きれないなど生活習慣の乱れから登校できない子供もおり、登校できない理由がいじめではない場合もありますが、登校できない理由をしっかりと分析し、タブレット端末の活用や家庭訪問、電話連絡により安否確認を欠かすことなく、今後の学校の対応を保護者にも示しながら登校できるよう努め、議員ご提言のPTAとの情報交換についてもPTA役員会と協議を行い、手法等を検討してまいりたいと考えております。

言うまでもなく、未然防止と早期発見、早期対応がいじめ対策の基本であり、今後も子供たちの小さなサインを見逃すことなく、学校、家庭、地域、行政が一体となっていじめの根絶と子供たちが安心して学ぶことのできる環境を整えてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○1番（石田浩二） ございません。ありがとうございます。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

---

#### ◎一般質問

○議長（高橋成和） 次、日程第4、一般質問を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

---

#### ◇ 笹木笑子 議員

○議長（高橋成和） 3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） さわやかトイレの洋式化についてお尋ねいたします。

さわやかトイレは、本町唯一の公衆トイレであり、設置してから25年経過しました。バスの待合所も併せ持っており、バスの乗降時、またウォーキングの際の休憩、タクシードライバーの待機時と、利用頻度は高いと考えます。しかし、多目的トイレの1か所以外は全て和式トイレであります。高齢の方が多く本町では和式の使用に困難を感じる方が多く、また洋式トイレに慣れている子供たちにとっては使用できないとの声も聞かれます。手洗い台についても故障のため、男女各1か所のみが使用可能です。悪臭とさびの発生により、

見た目にも清潔感に欠ける状況です。冬期間は雪により入り口付近の駐車スペースもありません。

このたびの執行方針に観光資源の活用や魅力づくりの推進ということで旧上砂川駅舎の保全、活用のための改修を検討と示されています。旧駅舎の活用については、駅舎内にトイレが設置されていないこともあり、さわやかトイレの利用となり、イベント時は混雑することも予想されます。駅舎の改修に併せて旧駅舎内にトイレの設置も一つの方法と考えますが、さわやかトイレは本町において24時間利用できる唯一の公衆トイレです。町民に限らず、本町を訪れる町外の方も使用される場所です。いずれ改修も考えていると推測しますが、町の印象、魅力にも関わることで、早急に検討されますことを強く求めます。さわやかトイレの洋式化、故障箇所の改善、改修についての見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 3番、笹木議員のご質問、さわやかトイレの洋式化についてお答えいたします。

さわやかトイレは、バス待合所を併設した複合施設として平成9年10月に建設した施設で、現在までの25年間に大がかりな改修はしておらず、軽易な修繕のみ行ってまいりました。議員のご質問にありました現在の状況につきましては担当課としても把握しており、改修が必要と認識しておりますし、また改修する際には現在の社会情勢に即した改修を行いたいと考えているところでございます。と申しますのも、本定例会の町政執行方針でゼロカーボンシティ宣言を表明しましたので、これを実現するべく今後上砂川町地球温暖化対策実行計画の事務事業編の改訂と区域施策編を本年9月末までに策定し、その計画に基づきながら2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、公共施設の脱炭素化も進めていかなければならない状況にございます。こうしたことから、さわやかトイレの改修につきましても現在の破損箇所の修繕だけではなく、ZEB化や便器の洋式化を含めた改修を検討する予定でございます。

町の公共施設全体の脱炭素化に向けた改修は実行計画の中で整理していくこととなりますが、多額の費用と期間を要しますので、現時点で改修時期はお示しできませんが、いずれにいたしましても議員のご指摘にありましたとおり町の印象にも関わりますので、早期の対応を検討してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。笹木議員。

○3番（笹木笑子） 早期の対応ということで回答いただきました。その早期の対応という、具体的なことなのですかけれども、大がかりな改善、改修をいうのか、それとも悪臭とかさびとかいう、そういう部分の対応なのかお聞かせください。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 具体的な内容についての再質問だということでございますが、私のほうから答弁いたします。

部分的な改修であればすぐできます。しかし、ただいま担当課長より答弁したとおりZEB化に向けての対応ということになりますと、かなり大がかりな改修というふうになるというふうに私自身は認識しております。したがって、公共施設のZEB化、これを進める中で、申し訳ないのですけども、まずは一番規模の小さいさわやかトイレ、ここは一番最初に取り組み、その効果を実証しながら次の施設のZEB化を進めていくというふうに考えておりますので、まずは早急に実施設計、早ければ今年度中に実施設計の予算を提案したいというふうに考えておりますことを申し上げ、再質問に対する答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（高橋成和） 次、7番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川 洋） ゼロカーボンシティ宣言後の取組についてご質問させていただきます。

上砂川町はゼロカーボンシティ宣言を行ったばかりであります。現状の捉え方及び今後の取り組み方についてお伺いをいたします。国は、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。それに伴い、全国の自治体、企業等も二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする取組を行っております。

そこで、上砂川町の現状を考えますと、自然豊かな森林の多い当町では排出量より周囲の植物による吸収量のほうが多いかもしれません。大企業等は、排出量を削減する努力をしてもどうしても出てしまう二酸化炭素の排出量を排出権を購入することにより実質ゼロにする取組をしております。そこで、当町においても吸収量を減らす取組をして排出権の確保を考えるのはいかがでしょうか。ただ、自然林そのものは排出権の対象にはならないとのことであります。しっかりと管理、保全をして森林運営をしていることが条件とのことです。今後の地域財産の確保のためにしっかりと管理、保全をした森林を増やすための植林等をして取り組むことも必要と思いますが、これらについてどのようにお考えかお伺いして質問いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの7番、吉川副議長の質問に対し、答弁を求めてまいります。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 7番、吉川議員のご質問、ゼロカーボンシティ宣言後の取組についてお答えいたします。

議員のご質問にありまして、本町は本年3月8日にゼロカーボンシティ宣言を表明いたしました。2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするためには行政だけではなく地域の企業や住民を含めた町全体で脱炭素化を目指していく必要があります。私たち

の生活にも大きな変化が求められることとなります。日常生活では省エネルギー、資源の再利用等を心がけ、化石燃料エネルギーから再生可能エネルギーへ移行していくことが必要となっております。

二酸化炭素の削減策の一つとして、議員ご提案の森林を整備することで二酸化炭素の吸収量を増やす対策もございます。1990年以降に新規植林や間伐等を行った森林が対象で、伐採した木材も建設資材や燃料に使用することで循環させていくもので、北海道でも森林を計画的に整備し、若返りを推進する対策を進めております。杉やヒノキ等がより二酸化炭素吸収量が多いとされており、定期的の間伐を行い、常に森林を適切な状況に管理し続けなければなりません。こうした対策を実施するためには市町村で森林整備計画を策定する必要があること、造林もしくは育林に精通した造林業者や森林組合による管理も必要となっております。本町は総面積の約86%が森林ですが、内訳は、私有林が50.6%、道有林が49.3%、町有林は僅か0.1%しかないこと、また長期間にわたり継続して植林状況を管理し続ける森林組合もないことから、ご提案を実現するには難しい課題も多くございます。

笹木議員への答弁でも触れさせていただきました上砂川町地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定に当たりまして、住民の方にアンケート調査を実施する予定でございます。その中で本町にふさわしい再生可能エネルギーや脱炭素化を推進するに当たってのご意見やご提案を記載していただく項目がございますので、頂いたご意見等を検討していく中で議員のご提案につきましても検討し、判断してまいりたいことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○副議長（吉川 洋） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

### ◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日の14日と15日の2日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、14日と15日の2日間、休会することに決定いたしました。

なお、休会中の14日につきましては予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席のほどよろしくお願いいたします。

なお、この後11時15分より全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

す。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時31分

○議長（高橋成和） 全員協議会に引き続き会議を再開いたします。

---

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に議案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

◎議案第20号

○議長（高橋成和） 日程第5、議案第20号 権利の放棄について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第20号 権利の放棄について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

権利の放棄について。

提案理由といたしましては、ただいま全員協議会で内容を説明させていただきましたが、本町が有する権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決に付するものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。

次のとおり権利を放棄する。

1. 放棄する権利

(1) 権利の種類 上砂川バイオ株式会社に対する出資金及び上砂川町産業振興基金貸付金

(2) 権利の内容 出資金額1,000万円及び上砂川町産業振興基金貸付金額4,200万円

2. 放棄する理由 債務者である上砂川バイオ株式会社が事業を休止し、資力回復が困難であることから、今後の回収は見込めないため、本町が有する権利を放棄する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件につきましては既に全員協議会において内容説明及び協議されておりますので、質疑、討論を省略し、採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 権利の放棄については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時34分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和 5 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3 月 1 6 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 0 時 0 8 分 閉 会

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 1 5 号 令和 5 年度上砂川町一般会計予算
- 第 3 議案第 1 6 号 令和 5 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 第 4 議案第 1 7 号 令和 5 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 1 8 号 令和 5 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第 6 議案第 1 9 号 令和 5 年度上砂川町水道事業会計予算  
※ 議案第 1 5 号～第 1 9 号までは、予算特別委員会委員長報告・採決とする
- 第 7 調査第 1 号 所管事務調査について
- 第 8 派遣第 1 号 議員派遣承認について

---

○会議録署名議員

2 番 藏 根 高 史                      3 番 笹 木 笑 子

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号

○議長（高橋成和） 日程第2、議案第15号 令和5年度上砂川町一般会計予算、日程第3、議案第16号 令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、日程第4、議案第17号 令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第18号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計予算、日程第6、議案第19号 令和5年度上砂川町水道事業会計予算につきましては、予算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議され、全員により審議されており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際5件を一括して予算特別委員長より審査結果の報告を求め、質疑、討論を省略し、議案ごとに採決を行ってまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、越前予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（越前 等） それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第15号 令和5年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計4件について3月14日に慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過や質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第15号 令和5年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第16号 令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第17号 令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計

予算、議案第18号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計予算、議案第19号 令和5年度上砂川町水道事業会計予算について、それぞれ討論、採決の結果、全て原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋成和） ただいま予算特別委員会委員長より、議案第15号から議案第19号までについてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

それでは、順次採決を行ってまいります。

議案第15号 令和5年度上砂川町一般会計予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 令和5年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号 令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号 令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第18号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっておりますが、委員長の報告どおり原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第19号 令和5年度上砂川町水道事業会計予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決するべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 令和5年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

---

#### ◎調査第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第72条及び第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申出がありましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### ◎派遣第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和5年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時08分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子